

官報号外

昭和五十一年五月十三日

○第七十七回 衆議院会議録 第十八号

を求めるの件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

午後一時七分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

昭和五十一年五月十三日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十一年五月十三日

午後一時開議

第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
案(内閣提出)

第二 賃金の支払の確保等に関する法律案(内
閣提出)

第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
案(内閣提出)

第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

第六 昭和四十四年度以後における農林漁業團
体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第八 昭和四十四年度以後における私立学校教
職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第九 昭和五十一年度の公債の発行の特例に
する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 建設労働者の雇用の改善等に関する
法律案(内閣提出)

日程第二 賃金の支払の確保等に関する法律
案(内閣提出)

日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置
に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法
の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁
業団体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度以後における私立學
校教職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第九 昭和五十一年度の公債の発行の特例
に関する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。
午後一時七分開議

日程第一 建設労働者の雇用の改善等に関する
法律案(内閣提出)

日程第二 賃金の支払の確保等に関する法律
案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。
午後一時七分開議

日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置
に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法
の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁
業団体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度以後における私立學
校教職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第九 昭和五十一年度の公債の発行の特例
に関する法律案(内閣提出)

【熊谷義雄君登壇】

○熊谷義雄君 ただいま議題となりました三法律
案について、社会労働委員会における審査の経過
並びに結果を御報告申し上げます。

まず、建設労働者の雇用の改善等に関する法律
案について申し上げます。

本案は、建設労働者の雇用の安定に資するた
め、その雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の
増進を図るために措置を講じようとするもので、

その主要内容は、

第一に、労働大臣は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進に関する建設雇用改善計画を策定すること。

第二に、事業主は、事業場ごとに建設労働者についての雇用管理を適正に行うため、雇用管理責任者を選任しなければならないこと。

第三に、事業主は、その使用者に通常通勤することができる地域から建設労働者を直接募集させようとするときは、当該被用者の氏名その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

第四に、事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、事業主の氏名、雇用期間及び業務内容等を明らかにした文書を交付しなければならないこと、

第五に、元方事業主は、関係請負人ごとに、その氏名、作業期間及び雇用管理責任者の氏名等を明らかにした書類を事業場に備えておかなければならぬこと、

第六に、政府は、雇用保険法による能力開発事業及び雇用福祉事業として、事業主等に対して、建設労働者の技能の向上、研修の実施、作業員宿舎の整備改善等について助成を行うこととし、これらに要する費用に充てるため、建設業の事業主から徴収する雇用保険の保険料率を千分の一引き上げること、

以上のはか、関係法律について所要の整備等を行なうことがあります。

本案は、三月三日付託となり、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、賃金の支払の確保等に関する法律案について申し上げます。

本案は、企業の倒産または労働者の退職の場合について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態

における賃金の支払い等の適正化を図るために、貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払いを受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他、賃金の支払いの確保に関する措置を講じようとするもので、その主要内容は、

第一に、事業主は、労働者から委託を受けて貯蓄金を管理する場合には、返還不能となることのないよう所要の保全措置を講じなければならないこと、

第二に、事業主は、労働者に退職手当を支払うこととしているときは、未払いの生ずることのないように努めなければならないこと、

第三に、事業主は、退職労働者に賃金を支払わなかつたときは、所定の方法で計算した高率の遅延利息を労働者に支払わなければならないこと、

第四に、政府は、企業の倒産により事業主からの賃金の支払いを受けることのできない労働者に対して、未払い賃金のうち政令で定める範囲内のものを事業主にかわって立てかえ払いすることとし、この立てかえ払いの事業は、労災保険の労働福社事業として行なうこと、

第五に、この法律の船員への適用等について所要の規定を設けるとともに、労働基準法その他の関係法律について所要の改正を行うこと

等であります。

本案は、四月二十七日付託され、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図らうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、認定被爆者に対する特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態

にある者に支給する特別手当の額を、月額二万四千円から二万七千円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を、月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること、

第二に、健康管理手当の額を、月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること、

第三に、保健手当の額を月額六千円から六千八百円に引き上げること

であります。

本案は、四月二十三日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は、原子爆弾被爆者に対する特別手当の額について申し上げます。

本案は、企業の倒産または労働者の退職の場合

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改

正する法律案

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君 ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五六年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道または流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及びこれらの下水道を使用する工場または事業場に対する監督を強化して、公共用水域に放流される水質管理の適正化を図らうとするものであります。

本案は、去る四月二十二日当委員会に付託され、翌二十三日提案理由の説明を聴取、自來、慎重に審議し、五月十日質疑を終了しましたが、昨五月十二日、本案に対し、内海英男君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案に係る下水道整備緊急措置法の改正規定の施行期日を公布の日に改めることを内容とする修正案が、また浦井洋君より、日本共産党・革新共闘の提案に係る特定施設の設置について届け出制を許可制に改めることなどを内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は、全会一致をもつて四党共同提案に係る修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、第六十四回国会における附

日程第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

常決議の趣旨を重視し、さらに実効の上がるよう適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が付せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔漆徹郎君登壇〕

○漆徹郎君 ただいま議題となりました四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、農業者年金基

金法の一部を改正する法律案、日程第六、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長漆徹郎君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○漆徹郎君 ただいま議題となりました四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農業者の老後生活の安定並びに農業經營の近代化等に資するため、農業者年金事業について、厚生年金保険制度に準じた年金給付の改善を図るほか、農業後継者に対する経営移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地から、その保険料の軽減措置等を講じようとするものであります。

本案は、二月十六日提出され、三月三日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日及び十二日の二日間にわたり質疑を行い、五月十二日質疑を終了し、委員長提案により、財團法人農林年金基金社団を本法の適用対象団体とするとともに本法の加入前の厚生年金被保険者期間を本共済組合の組合員期間とみなすことなどの修正を加え、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかかるが、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農作物共済及び畜産共済のてん補内容の充実、農作物共済の農家単位引き受け方式の拡充、追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務の拡大等を行おうとするものであります。

本案は、三月二十三日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十二日及び十三日の二日間にわたり質疑を行い、五月十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、以上各案に対し、それぞれの附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

二日の二日間にわたり質疑を行い、五月十二日質疑を終了いたしました。次いで、日本共産党・革新共同から反対の討論が行われ、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の出荷の安定を図るべき一定の消費地域の要件を改めるとともに、当該消費地域におけるその価格の著しい低落のあった場合における生産者補給金の交付の業務を行う現行の野菜生産出荷安定資金協会の制度にかえ、当該業務及び当該消費地域におけるその売り渡し、その他野菜の安定的な供給度を設けようとするものであります。

本案は、三月二十三日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日及び十二日の二日間にわたり質疑を行い、五月十二日質疑を終了し、委員長提案により、財團法人農林年金基金社団を本法の適用対象団体とするとともに本法の加入前の厚生年金被保険者期間を本共済組合の組合員期間とみなすことなどの修正を加え、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかかるが、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農作物共済及び畜産共済のてん補内容の充実、農作物共済の農家単位引き受け方式の拡充、追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務の拡大等を行おうとするものであります。

本案は、三月二十三日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十二日及び十三日の二日間にわたり質疑を行い、五月十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、以上各案に対し、それぞれの附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三案

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六並びに農業灾害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案中、日程第六の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第八、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定

四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長登坂重次郎君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書

の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

提案に係る修正案が提出されました。

本修正案及び原案について討論の申し出がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決し、本案は修正議決されました。

次いで、木島喜兵衛君外四名から、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案について申し上げました。

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○登坂重次郎君 たゞいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学を新設し、埼玉大学に理学部及び工学部を、岡山大学に医学部を、徳島大学に歯学部をそれぞれ設置すること。

第二に、福島大学、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に大学院を設置すること。

第三に、熊本大学に熊本大学医療技術短期大学部を併設すること。

第四に、東京大学の宇宙線観測所の名称及び位置を変更すること。

第五に、この法律は昭和五十一年四月一日から施行すること。ただし、大学の新設、歯学部の設置並びに医療技術短期大学部の併設に関する規定は同年十月一日から、技術科学大学の大学院の設置に関する規定は昭和五十五年四月一日からそれ施行すること、

第六に、新設の大学は昭和五十三年度から学生を入学させるものとすること

等であります。

本案は、去る二月六日当委員会に付託となり、三月五日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

本案は、三月二十五日当委員会に付託となり、五月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。本案については熱心に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

本案は、三月二十五日当委員会に付託となり、五月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。本案については熱心に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○田中六助君 〔田中六助君登壇〕

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本号末尾に掲載

○田中六助君 たゞいま議題となりました昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について、大蔵委員会をおこなう。

この法律案は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十一年度の特例措置として、財政第四条第一項ただし書きの規定により公債を発行する場合のほか、一般会計において特例公債を発行することができるとしてするもの

日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同

議案が提出され、採決の結果、異議なく可決され

で、その内容を申し上げますと、

まず第一に、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることといたしております。

第二に、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十一年度の出納整理期限である昭和五十一年五月三十日までの間、行うことができることにし、同年四月一日以後に発行される特例公債に係る收入は、昭和五十一年度所属の歳入とすることといたしております。

第三に、この法律に基づく公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならないことといたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものといたしております。

本案につきましては、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行い、今後の財政運営と税制改正の方向、国債の償還計画と減債制度のあり方、国債の多様化と流通市場の整備、特例公債の発行限度額を法定すること等の検討、マネー・サプライの重視とインフレの抑制、クラウディングアウトの懸念等、国債の大量発行に伴う財政金融政策上の各般の問題点にわたり論議が交わされました。その詳細は会議録に譲ります。

修正案の内容は、原案において「昭和五十一年四月一日」と定められている施行期日を「公布の日」に改めようとするものであります。

修正案に入りましたところ、自由民主党を代表して森美秀君から、原案並びに修正案に賛成の旨の、また、日本社会党を代表して横路孝弘君、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君、公明党を代表して廣沢直樹君、民社党を代表して

で、その内容を申し上げますと、

まず第一に、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることといたしております。

第二に、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十一年度の出納整理期限である昭和五十一年五月三十日までの間、行うことができることにし、同年四月一日以後に発行される特例公債に係る收入は、昭和五十一年度所属の歳入とすることといたしております。

第三に、この法律に基づく公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならないことといたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものといたしております。

本案につきましては、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行い、今後の財政運営と税制改正の方向、国債の償還計画と減債制度のあり方、国債の多様化と流通市場の整備、特例公債の発行限度額を法定すること等の検討、マネー・サプライの重視とインフレの抑制、クラウディングアウトの懸念等、国債の大量発行に伴う財政金融政策上の各般の問題点にわたり論議が交わされました。その詳細は会議録に譲ります。

修正案の内容は、原案において「昭和五十一年四月一日」と定められている施行期日を「公布の日」に改めようとするものであります。

竹本孫一君からは、それぞれ原案並びに修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、以上の原案並びに修正案について採決いたしました結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいすれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） 討論の通告があります。

これを許します。山田耻目君。

〔山田耻目君登壇〕

○山田耻目君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案をされた昭和五十一年度の公債発行の特例に関する法律案に対し、反対の態度を明らかにするものであります。（拍手）

さきに成立を見た五十一年度予算是、最悪の国民収奪予算であります。それを性格づけているのが七兆二千七百五十億円の国債発行であります。

国債依存率は二九・九%と歳入の三割が国債で賄われ、税金の先取りという借金財政であります。この現実は、あの戦前の暗い歴史を呼び起こすようゆるしい財政状況に直面していることを、國民は恐怖の気持ちで見ていています。

ところが、政府は、今日この事態の意味する重大性と危険性を十分に理解することができます、安易な財政運営と御用金的思想に立つて大量の国債発行を行おうとしているのであります。断じて許すことはできません。（拍手）

そこで、私は、今年度国債発行について、数点にわたって問題点を指摘し、反対理由を明らかにいたしたいと思います。

まず第一に、特例法によって三兆七千五百億の国債発行が行われるわけであります。このことは、昭和四十年から始まつた建設国債の発行が、昭和五十年に至り、財政法第四条の予定せざる公債、いわゆる赤字国債発行という特例法によらねばならない新たな段階に入ることを意味する

ものであります。税収不足による財源対策としての税制、財政改革という緊急性を要する施策も放置したまま、漫然と放漫財政の道を突っ走つているところに、自民党三木内閣の反国民的反動性を指摘しなければならない 것입니다。しかも、憲法九条の平和主義の担保として、戦前の国債政策の反省の上に立つて生まれた財政法の空洞化が一段と進んだことも、指摘しておかなければなりません。現在の財政危機とその打開策は、場当たり的な対症療法の方策で事足りりというものでなく、一歩誤るとめどもない破滅の道を転がりかねないものであり、安易な国債依存財政は許されないのであります。

第二に、国債の市中消化とインフレ抑制の問題であります。

国債を国民の金融資産として保有してもらいためには、インフレ抑制策を厳しく実行せねばなりません。それは自民党三木内閣では不可能と言えるであります。もともと国債は市中消化が原則であります。政府の国債政策のあり方は、一割が個人消化、残りは市中金融機関を中心のシングルケート団への割り当てで消化といったのであります。これが一年後には日銀で買上げるという保証つきの発行で、市中消化は形式的にすぎない 것입니다。現に五十年度末までの国債発行残高は十五兆円を超えておりますが、そのうち日銀は六兆円を保有し、保有率は四六%を占めています。一方、市中金融機関は三一%，個人は六・九%となつております。一年間の猶予期間が過ぎたら、市中金融機関の三一%は日銀に買上げられるることは間違いないのであります。

日本の国債所有の特異な実情は、諸外国と比較すればまた明瞭であります。一九七四年度末で政府及び中央銀行の保有割合調べてみると、日本は六九%，アメリカ四六%，イギリス三〇%，西ドイツ一〇%，フランス一〇%といった割合で、日本はならない新たな段階に入ることを意味する

ものであります。税収不足による財源対策としての税制、財政改革という緊急性を要する施策も放置したまま、漫然と放漫財政の道を突っ走つているところに、自民党三木内閣の反国民的反動性を指摘しなければならない 것입니다。しかも、憲法九条の平和主義の担保として、戦前の国債政策の反省の上に立つて生まれた財政法の空洞化が一段と進んだことも、指摘しておかなければなりません。現在の財政危機とその打開策は、場当たり的な対症療法の方策で事足りりというものでなく、一歩誤るとめどもない破滅の道を転がりかねないものであり、安易な国債依存財政は許されないのであります。

第二に、国債の市中消化とインフレ抑制の問題であります。

国債を国民の金融資産として保有してもらいためには、インフレ抑制策を厳しく実行せねばなりません。それは自民党三木内閣では不可能と言えるであります。もともと国債は市中消化が原則であります。政府の国債政策のあり方は、一割が個人消化、残りは市中金融機関を中心のシングルケート団への割り当てで消化といったのであります。これが一年後には日銀で買上げるという保証つきの発行で、市中消化は形式的にすぎない 것입니다。現に五十年度末までの国債発行残高は十五兆円を超えておりますが、そのうち日銀は六兆円を保有し、保有率は四六%を占めています。一方、市中金融機関は三一%，個人は六・九%となつております。一年間の猶予期間が過ぎたら、市中金融機関の三一%は日銀に買上げられるることは間違いないのであります。

ところで、私は、今年度国債発行について、数点にわたって問題点を指摘し、反対理由を明らかにいたしたいと思います。

まず第一に、特例法によって三兆七千五百億の国債発行が行われるわけであります。このことは、昭和四十年から始まつた建設国債の発行が、昭和五十年に至り、財政法第四条の予定せざる公債、いわゆる赤字国債発行という特例法によらねばならない新たな段階に入ることを意味する

ものであります。税収不足による財源対策としての税制、財政改革という緊急性を要する施策も放置したまま、漫然と放漫財政の道を突っ走つているところに、自民党三木内閣の反国民的反動性を指摘しなければならない 것입니다。しかも、憲法九条の平和主義の担保として、戦前の国債政策の反省の上に立つて生まれた財政法の空洞化が一段と進んだことも、指摘しておかなければなりません。現在の財政危機とその打開策は、場当たり的な対症療法の方策で事足りりというものでなく、一歩誤るとめどもない破滅の道を転がりかねないものであり、安易な国債依存財政は許されないのであります。

第二に、国債の市中消化とインフレ抑制の問題であります。

国債を国民の金融資産として保有してもらいためには、インフレ抑制策を厳しく実行せねばなりません。それは自民党三木内閣では不可能と言えるであります。もともと国債は市中消化が原則であります。政府の国債政策のあり方は、一割が個人消化、残りは市中金融機関を中心のシングルケート団への割り当てで消化といったのであります。これが一年後には日銀で買上げるという保証つきの発行で、市中消化は形式的にすぎない 것입니다。現に五十年度末までの国債発行残高は十五兆円を超えておりますが、そのうち日銀は六兆円を保有し、保有率は四六%を占めています。一方、市中金融機関は三一%，個人は六・九%となつております。一年間の猶予期間が過ぎたら、市中金融機関の三一%は日銀に買上げられるることは間違いないのであります。

日本の国債所有の特異な実情は、諸外国と比較すればまた明瞭であります。一九七四年度末で政府及び中央銀行の保有割合調べてみると、日本は六九%，アメリカ四六%，イギリス三〇%，西ドイツ一〇%，フランス一〇%といった割合で、日本

果、一応の試算として、五十五年度国債の元利償還は予算規模に対して一〇・二%の四兆四千二百億、六十年度は一二・三%の兆四千七百億、六十一年度は予算規模九十七兆六千三百億円に対し一二・九%の十一兆六千二百億円にも及んでいくのであります。この予測から見れば、国債費が今後財政硬直化の大きな原因となることは言うまでもありません。

このような国家と国民にとってきわめて重要な問題が現実的に予見されるとき、償還計画こそ、最も綿密に詳細につくり上げ、国会と国民に明示してその不安を取り除く責任が、自民党三木内閣にあるはずでございます。なぜ国会と国民に提示できないのか、その責任を厳しく追及いたしたいと思います。(拍手)

第四には、財政欠陥を補てんすべき税制改革による社会的公正を中心置いていた増税対策を、意識的に放棄していることであります。所得減税を見送って実質増税を行つて、取るべき税も取らず、反面、取るべき税も取らず、能力ある者からも取らず、インフレ利得者にも微税しないという、ますます不公正の拡大を進めているのが現在の三木内閣であります。

三木総理、三木内閣の公約は、不公正税制の是正にあつたはずでございます。十数年にわたつて培われた高度経済成長政策の構造は、資本蓄積を推進するために、税制の構造強化と金融財政構造の整備と、この二本の柱によつて支えられてきたのであります。これが車の両輪となつて、大企業の育成強化、奉仕のための政策決定を打ち立てたのは自民党でございます。この自民党的政治的基本政策について、われわれはいま厳しい批判を行おうとしておるのであります。

わが田に咲く黄金の夢もついに覚め果てて、高度経済成長政策は、国際資源の制約、公害の多発、物価の高騰など幾多の構造上の欠陥を生み出しつつ、ついに破綻をいたしたのであります。そして実質成長六%前後という、高成長時代の半ば

にしか達しないという決定的低成長期に入つたのであります。この現実を直視して対応策を立て切れないのであります。経済の安定成長や国民生活安定にふさわしい政策推進のために、税制の構造改革、金融財政の構造改革に、時間を置かずいますぐに取りかからなければ、国民が一刻も早くと期待している財政欠陥の補てんも、国債発行の縮減を行うものであります。

私は、重ねて言う。このことの実行できない自民党政府であるならば、国民のために、速やかに退陣をして、政策実行可能な革新政党にその座を明け渡すべきであります。(拍手)これがこそが、國民大多数の期待する眞の政治、眞の民主主義政治への道であることを付言いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○伊藤宗一郎君の報告を求めます。通信委員長伊藤宗一郎君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔伊藤宗一郎君登壇〕

千円であります。そのうち受信料収入は、前年度に比べて七百二十七億九千万円増の二千七億六千万円を予定しております。これに対し事業支出は、前年度に比べて二百二十五億八千万円増の一七百五十四億九千万円となつております。事業収支差金は二百八十九億円となつております。

これについては、そのうち百九億九千万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、残りの百七十九億一千万円は、翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしております。

さらに、資本収支においては、収入、支出とも三百四十億五千万円の規模となつておりますが、このうち、中継局の建設、放送設備の整備等のための建設費として二百二十億円を計上しております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の充実刷新、広報活動の強化及び視聴者の生活態様に即した営業活動の推進等の諸施策を実施することとしております。

なお、本件には、「おおむね適当である」との郵政大臣の意見が付されております。

最後に、資金計画は、收支予算及び事業計画に對応する年度中の資金の需要及び調達に關する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適當である」との郵政大臣の意見が付されております。

また、本件が昭和五十一年度の事業開始日までに国会の承認を得られませんでしたので、日本放送協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、まず四月一日から三十日まで、次いでこれに追加して五月二十四日まで、合わせて五十四日間を実施期間とする暫定收支予算等により業務を実施しております。

通信委員会においては、二月二十七日本件の付託を受け、数回の会議において質疑を行い、また、参考人より意見を聽取するなど、慎重に審査を行つた後、五月十三日、討論もなく、採決を行つた結果、全会一致をもつて本件はこれを承認

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号 朗読を省略した議長の報告

地方行政委員		通信委員	
小川	省吾君	大柴	滋夫君
大柴	滋夫君	小川	省吾君
滋夫君		大柴	滋夫君
正森	青柳	正森	青柳
盛雄君	成二君	盛雄君	成二君
金子	満広君	金子	満広君
松本	善明君	松本	善明君
大藏委員	大藏委員	外務委員	外務委員
辞任	辞任	辞任	辞任
塙谷	一夫君	塙谷	一夫君
保岡	興治君	保岡	興治君
加藤	紘一君	加藤	紘一君
竹中	修一君	竹中	修一君
受田	新吉君	受田	新吉君
安里積千代君		安里積千代君	
社会労働委員	社会労働委員	文教委員	文教委員
中山	正暉君	中山	正暉君
羽生田	進君	羽生田	進君
浦野	幸男君	浦野	幸男君
佐藤	孝行君	佐藤	孝行君
中山	正暉君	中山	正暉君
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
丹羽	兵助君	丹羽	兵助君
本名	武君	本名	武君
諫山	修一君	諫山	修一君
竹中	橋橋	竹中	橋橋
橋橋	進君	橋橋	進君
金子	満広君	金子	満広君
丹羽	武君	丹羽	武君
諫山	博君	諫山	博君
満広君		満広君	
小川	省吾君	大柴	滋夫君
大柴	滋夫君	小川	省吾君
滋夫君		大柴	滋夫君
正森	青柳	正森	青柳
盛雄君	成二君	盛雄君	成二君
金子	満広君	金子	満広君
松本	善明君	松本	善明君
補欠		補欠	
塙谷		塙谷	
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
予算委員	予算委員	議院運営委員	議院運営委員
辞任	辞任	辞任	辞任
正森	成二君	正森	成二君
青柳	盛雄君	青柳	盛雄君
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
補欠		補欠	
金子	満広君	金子	満広君
松本	善明君	松本	善明君
補欠		補欠	
塙谷		塙谷	
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
予算委員	予算委員	議院運営委員	議院運営委員
辞任	辞任	辞任	辞任
正森	成二君	正森	成二君
青柳	盛雄君	青柳	盛雄君
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
補欠		補欠	
金子	満広君	金子	満広君
松本	善明君	松本	善明君
補欠		補欠	
塙谷		塙谷	
正森	青柳	正森	青柳
成二君	盛雄君	成二君	盛雄君
小沢	貞孝君	小沢	貞孝君
利尚君		利尚君	
(議案提出)	(議案提出)	(議案提出)	(議案提出)
一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案提出)	国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案提出)	国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案第一〇号)	国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案第一一号)(予)
一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(議案受領)	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(議案受領)	国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(議案第一一号)(予)
一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。	一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。	一、去る十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(議案付託)	北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(議案付託)	北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(議案第一一号)(予)
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。	一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
(議案付託)	(議案付託)	外務委員会	外務委員会
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。	一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
国際特許分類に関する千九百七十七年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	国際特許分類に関する千九百七十七年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。	一、去る十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
国際特許分類に関する千九百七十七年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	国際特許分類に関する千九百七十七年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件(議案第三号)(参議院送付)	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

五四

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄正する法律案(内閣提出第一六〇)

運輸委員会 付託

一 去る十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託され。

戰時災害援護法案（片山甚市君提出、參法第一

社会労働委員会 付託

十二日 委員会に付託された議案は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六二号)(參議院送付)

社会労働委員会
付託

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一
部と文王トヨヒタモウミノハシマリ

部を改正する法律案（内閣提出第三一號）（參議院送付）建設委員会付託

環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する

法律案(島本虎二君外四名提出、衆法第一六号)公著村兼並の上環境保全特別委員会 封托

(議案送付)

、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は

國會議員互助年金法の一部を改正する法律案

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案

に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置

かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は

次のことおりである。

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(島本虎三君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十二日、參議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る十一日、議員からの申し出により、次の議案は委員会において撤回を許可した。

建設労働法案(川健二郎君外九名提出)

(議案撤回通知)

一、去る十一日、次の議案は、同日委員会において撤回を許可した旨參議院に通知した。

建設労働法案(川健二郎君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。

看護料に関する質問主意書(山田芳治君提出)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣總理大臣 三木 武夫

建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、建設労働者について、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るために講ずることにより、その雇用の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「建設事業」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(國又は地方公共団体の直営事業を除く。)をいう。

第三条 労働大臣は、建設労働者を雇い入れたとき事業に従事する労働者をいう。

この法律において「事業主」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行ふ者をいう。
(建設雇用改善計画の策定)

法(昭和二十一年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。以下第八条まで及び第十二条において同じ。)の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関し重要な事項を定めた計画(以下「建設雇用改善計画」という。)を策定するものとする。

建設雇用改善計画に定める事項は、次のとおりとする。

一、建設労働者の動向に関する事項

二、建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三、建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

四、建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

五、建設労働者の技能の向上に関する事項

六、建設労働者の職業生活上の環境の整備に関する事項

七、建設労働者の雇用管理に関する事項で労働省令で定めること。

八、前二号に掲げるもののほか、建設労働者に関するもの。

九、前二号に掲げるもののほか、建設労働者に関するもの。

十、前二号に掲げるもののほか、建設労働者に関するもの。

ときは、逕済なく、その概要を公表しなければならない。

第五条 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。

(勧告等)

第六条 労働大臣は、建設雇用改善計画の変更について准用する。

実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

(雇用管理責任者)

第七条 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該労働者の募集の適正化を図るために必要な措置を講ずる。

(雇用に関する文書の交付)

第八条 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該労働者の募集の適正化を図るために必要な措置を講ずる。

(書類の備付け等)

第九条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」ということに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に從事させようとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する

できる地域から建設労働者を募集させようとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設

労働者の募集の適正化を図るために必要な措置を講ずる。

第九条 事業主は、建設労働者を募集させた場合に、この限りでない。

(雇用に関する文書の交付)

第十条 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該労働者の募集の適正化を図るために必要な措置を講ずる。

(書類の備付け等)

第十一条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」ということに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に從事させようとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する

建設労働者の数が労働省令で定める数未満である場合は、この限りでない。

2 元方事業主は、関係請負人に対し、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に關し助言、指導その他の援助を行つよう努めなければならない。

(建設労働者の福祉等に関する事業)

第九条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「事業主等」という。)に對して、建設労働者の技能の向上を推進するため必要な助成を行うこと。

二 事業主等に対して、雇用管理に關し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。

三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(費用)

第十一条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに

規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業(雇用促進事業団の業務として行われるものに限る。)で労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

(報告)

第十二条 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、第六条の事業主又は第八条第一項の元方事業主に対して、建設労働者の募集又は同項の関係請負人に係る書類の備付けに關し必要な報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に處する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

二 第八条第一項の規定に違反したとき。

三 第十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第十四条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する

としても、同条の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十八条 第一条中「七人」を「八人」に改める。

第十九条 第一条中「副理事長」を削り、同条第

二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十二条第三項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第三十九条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第号)第九条第一項各号に掲げる事業を行ふこと。

十一 建設業の事業主及びその雇用する労働者に對して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用に関する事項の管理に關し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれら的事項の管理の改善について助言すること。

十二 前項に規定するもののほか、前条の規定による労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(雇用保険法の一部改正)

第十六条 届用保険法の一部を次のようによく改正する。

第三十七条第二項中「第十九条第一項第三号に掲げる業務」を第十九条第一項第三号若しくは第十号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の労働省令で定める事業に係る業務」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の七の次に次の一号を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

二十の九 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

二十一の〇 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十二年法律第号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

二十一の一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十二年法律第号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

二十一の二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十二年法律第号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

三分の十三から千分の十七までを「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号口に「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項ただし書及び第五項並びに第三十条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

第六条 前項に規定するもののほか、前条の規定による労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(雇用保険法の一部改正)

第六条 届用保険法の一部を次のようによく改正する。

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

(労働省設置法の一部改正)

三分の十三から千分の十七までを「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号口に「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

三分の十三から千分の十七までを「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号口に「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

別措置法（第六章（職業訓練に関する部分を除く。）の規定に限る。）を「沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に関する部分を除く。）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「中高年齢者等の雇用の促進に関する法律」に改める。

第十九条第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及ぶ建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく命令を含む。」に改める。

理由

建設労働の実情にかんがみ、建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定し、雇用管理の改善の促進を図り、並びに建設労働者の能力の開発及び向上並びに福祉の増進ための事業を実施することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書

本案は、建設労働者の雇用の安定に資するため、その雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進に関する事項を定めた建設雇用改善計画を策定することとし、同計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し必要な勧告又は要請をすることができる。

- 2 事業主は、事業場ごとに、建設労働者の募集、雇入れ、配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備その他の雇用管理に関する事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならないこと。
- 3 事業主は、その被用者に、通常通勤することができる地域から建設労働者を直接募集させようとするときは、当該被用者の氏名その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならないこと。
- 4 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、その者に、事業主の氏名又は名前、事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに從事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならないこと。
- 5 元方事業主は、関係請負人ごとに、その氏名又は名称、建設労働者を建設工事に従事させようとする期間及び雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、事業場に備えて置かなければならぬこと。
- 6 政府は、雇用保険の能力開発事業又は雇用福祉事業として、事業主等に対し、建設労働者の技能の向上を推進するための助成、雇用管理に関する研修を実施するための助成及び作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために助成を行うことができること。
- 7 建設の事業に係る雇用保険率を千分の十六（現行千分の十五）とし、新たに徴収する千分の一の部分に相当する額は、建設労働者の福祉等に関する事業等に要する費用に充てるこど。
- 8 右のほか、関係法律について所要の整備等を行ふこと。
- 9 この法律は、昭和五十一年十月一日（7月に定められた日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行すること。

- 2 事業の可決理由
建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定するとともに、雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進を図るために措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 3 本案施行に要する経費
昭和五十一年度労働保険特別会計（労働省所管）の雇用勘定に十四億六千五百三十六万円が計上されている。
- 3 本案施行に要する経費
昭和五十一年五月十一日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案
に対する附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずる
一 日雇労働者、季節、出稼労働者等の雇用の明確化と安定を図るための施策を充実強化するため、手帳制度の改善を含め、引き続き検討を行い、その具体化を図ること。
二 元方事業主の下請に対する雇用管理の改善の指導について実効を確保する方途を確立すること。
三 雇用促進事業団が実施する事業については、特に中小企業が十分活用できるよう配慮するとともに、その運用に当たつては関係者の意見を反映できるよう措置すること。
- 4 小規模事業所における社会保険及び退職金共済制度の加入を促進することともに、今後とも手続の簡素化等その内容の充実に努めること。
- 5 不必要な重層下請制度の是正、労務供給のあり方等建設業の体質改善を積極的に進めること。

- 2 貨金の支払の確保等に関する法律案
二 議案の可決理由
建設労働者の雇用の安定に資するため、建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定するとともに、雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進を図るために措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 3 本案施行に要する経費
昭和五十一年二月十六日
内閣総理大臣 三木 武夫
〔別紙〕
賃金の支払の確保等に関する法律
目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 貯蓄金及び賃金に係る保全措置等（第三条・第六条）
第三章 未払賃金の立替払事業（第七条・第九条）
第四章 雑則（第十一条・第十六条）
第五章 罰則（第十七条・第二十条）
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、景気の変動、産業構造の変化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至った場合及び労働者が事業を退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じたことにより賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もつて労働者の生活の安定に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「賃金」とは、労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十一條に規定する賃金をいう。
- 2 第二章 貯蓄金及び賃金に係る保全措置等
第九条に規定する労働者をいう。

(貯蓄金の保全措置)
第三条 事業主(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、労働者の貯蓄金をその委託を受け管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入れであるときは、労働省令で定める場合を除き、毎年三月三十日における受入預金額(当該事業主が受け入れている預金の額をいう。以下この条において同じ。)について、同日後一年間を通じる貯蓄金の保全措置(労働者との同日における受入預金額につき、その払戻しに係る債務を銀行その他の金融機関において保証することを約する契約の締結その他)の当該受入預金額の払戻しの確保に関する措置で労働省令で定めるもの)を講じなければならない。

官報(号)

(貯蓄金の保全措置)
第四条 労働基準監督署長は、前条の規定に違反して事業主が貯蓄金の保全措置を講じていないときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主に対して、期限を指定して、その是正を命ずることができる。
(退職手当の保全措置)
第五条 事業主(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十九号)第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の労働省令で定める事業主を除く。)は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として労働省令で定める額について、第一条の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。)まで

に支払わなかつた場合には、当該労働者に対する支払いのための保全措置を講じなければならない。
(退職手当の保全措置)
第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金(退職手当を除く。以下この条において同じ。)の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。)まで

に支払わなかつた場合には、当該労働者に対する支払いのための保全措置を講じなければならない。
までの期間について、その日数に応じ、当該退職日の経過後まだ支払われていない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃金の支払の遅滞が天災地変その他のやむを得ない事由で労働省令で定めるものによるものである場合には、その事由の存する期間について適用しない。

第三章 未払賃金の立替払事業

(未払賃金の立替払)
第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に

関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。)が破産の宣告を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による被保険者である労働省令で定める事業主を除く。)は、労働契約又は退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(労働省令で定める者にあつては、労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める者にあつては、労働省令で定めるところにより、未払賃金

に支払わなかつた場合には、当該労働者に対する支払いのための保全措置を講じなければならない。

(返還等)

第八条 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命令することができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができ。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十六条及び第四十一条の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関する必要な限度において、労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者(同項の規定に該当すると認められる者を含む。)又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

(労働者災害補償保険法との関係)
第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第二十三条第一項第四号に掲げる事業として行う。

第四章 雜則

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)
第十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律施行に関する事務をつかさどる。

第十一條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十二条)の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)
第十二条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができ。

3 労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)
第十四条 労働者は、事業主にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働省令への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条

の請求の手続その他この法律の施行に関して必要な事項は、労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法(昭和二十一年法律第二百号)の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、海軍局長又は船員労務官が行うものとし、この法律(第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。)中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三条)第十七条の規定による被保険者(同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。)を使用する事業」と、「労働省令で定める期間」とあるのは「厚生省令で定める期間」とあるのは「厚生省令で定める期間」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。)である労働者に限ると、「労働省令で定める者」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定める者」と、「労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定めるところにより」と、第八条第四項中「労働省令」とあるのは「厚生省令」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第二十三条规定第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七条ノ一第一項に規定する施設」と、前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令(前章に規定する事項については、厚生省令)」とする。

第五章 罰則

第十七条 事業主が第十四条第一項の規定に違反

したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十八条 事業主が第四条の規定による命令に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三 第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

五 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

八 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

九 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十一 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十二 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十三 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十四 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十五 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十六 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十七 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十八 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

十九 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十一 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十二 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十三 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十四 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十五 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二十六 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第三条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

(船員法の一部改正)

第五条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六条 船員法の一部を次のように改正する。

(第百二十九条の次に次の一条を加える)

第十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、賃金に関する事項については、命令で定める方法により明示しなければならない。

第百一十八条の次に次の一条を加える。

第百一十八条の二 第十八条第一項又は第三十七条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百一十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一項第一項を削り、「第三十六条(ただし書)」に、「第六十一条乃至第六十三条」を「第六十一号中」、「第三十七条」を「第三十六条(ただし書)」に改め、「第六十一条乃至第六十三条」を「第六十一条乃至第六十三条まで」に、「第七十五条乃至第七十七条」を「第七十五条から第七十七条まで」に改め、同条第三号及び第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百一十九条の二 第十八条第七項、第二十三条规定第一項第七項、第二十三条规定第一項第七項を削り、「第三十六条(ただし書)」に、「第六十一条乃至第六十三条」を「第六十一条乃至第六十三条まで」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百一十九条の三 第三十四条第二項、第五十三条、第五十四条の規定に違反したと認定する場合は、十萬円以下の罰金に処する。

第百一十九条の四 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の五 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の六 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の七 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の八 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の九 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十一 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十二 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十三 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十四 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十五 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十六 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十七 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百一十九条の十八 第三十四条第二項の規定による船員の請求にかかるわらす、貯蓄金を返還しなかつたとき。

「基いて」を「基づいて」に改める。
(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六条 船員法の一部を次のように改正する。

(第百二十九条の次に次の一条を加える)

第七条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第八条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第九条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十一条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十二条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十三条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十四条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十五条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十六条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十七条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十八条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第十九条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第二十条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第二十一条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

を同条第一号とする。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の船員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第八条 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「設置及び運営」の下に、「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十年法律第二号)第三章に規定する事業(同法第八条に規定する業務を除く。)」を加え、同条第二項中「に掲げる施設」を「に規定する施設その他同号に規定する事業に係る施設」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の前に次の一号を加える。

二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第一号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条に次の二項を加える。

2 前項に定めるものほか、船員労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第一号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限る。)を調査審議する。

(労働省設置法の一部改正)

第十二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第一号)に基づいて

て、事業主、労働者その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第八条第一項第十四号中「ものの外」を「もののはか」に改め、「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加え、同条第三項中同項第十四号に掲げる事務のうちの下に「賃金の支払の確保等に関する法律(第三条及び第四条の規定を除く。)」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十五条第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む)、労働安全衛生法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十七条第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む)、労働安全衛生法」に改める。

企业の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るために貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他の賃金の支払の確保に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るために貯蓄金の保全措

置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他の賃金の支払の確保に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るために貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他の賃金の支払の確保に関する措置を講じるものである。

二 事業主は、労働契約等で労働者に退職手当を支払うこととしているときは、その支払に充てるべき一定の額について、1に準ずる保全措置を講ずるように努めなければならないこと。

1 事業主は、労働契約等で労働者に退職手当を支払うこととしているときは、その支払に充てるべき一定の額について、1に準ずる保全措置を講ずるように努めなければならないこと。

2 事業主は、退職労働者の賃金(退職手当を除く)を支払期日までに支払わなかつたときは、当該未払賃金の額につき所定の率で計算した金額を遅延利息として労働者に支払わなければならぬこと。

3 政府は、破産の宣告その他一定の事由が生じた事業主に係る労働者で、一定の期間内に退職したものの賃金が支払われていない場合に、その労働者の請求に基づき、未払賃金のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わって弁済するものとすること。

4 未払賃金の立替事業は、労働者災害補償保険の労働福祉事業として行うこと。

5 右のほか、この法律の船員への適用等について所要の規定を設けるとともに、労働基準法その他の関係法律について所要の改正を行うこと。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行すること。ただし、未払賃金の立替事業に係る部分は、労働者災害補償保険法の労働福祉事業に係る改正規定の施行の日から施行すること。

7 事業のあり方について、更に検討すること。

8 未払賃金の立替事業の運用に当たつては、倒産企業労働者の救済制度の趣旨をそこなうことのないよう措置するとともに、今後、その実績に照らし、かつ、労災保険制度の建前とも関連して、立替の対象とする未払賃金の範囲、不服の救済、退職金の保全の強化等を含め制度及び事業のあり方について、更に検討すること。

9 賃金債権の弁済順位の引上げについて引き続き検討すること。

10 下請負人、子会社等の賃金の支払に係る元請負人、親会社等の責任のあり方について、更に十分検討すること。

11 建設事業における賃金支払の確保については、労働基準法、建設業法等を積極的に活用し、その実効を期すること。

退職手当の保全措置並びに倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置等を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定に五十一億三千九百万円、昭和五十一年度船員保険特別会計(厚生省所管)に一億五百万元がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月十一日
衆議院議長 前尾繁二郎殿

〔別紙〕

賃金の支払の確保等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に關し所要の措置を講ずべきである。

一 賃金債権を確保するため、監督に遺憾なきよう特段の努力をすること。

二 未払賃金の立替事業の運用に当たつては、倒産企業労働者の救済制度の趣旨をそこなうことのないよう措置するとともに、今後、その実績に照らし、かつ、労災保険制度の建前とも関連して、立替の対象とする未払賃金の範囲、不服の救済、退職金の保全の強化等を含め制度及び事業のあり方について、更に検討すること。

三 賃金債権の弁済順位の引上げについて引き続

き検討すること。

四 下請負人、子会社等の賃金の支払に係る元請

負人、親会社等の責任のあり方について、更に十分検討すること。

五 建設事業における賃金支払の確保については、労働基準法、建設業法等を積極的に活用し、その実効を期すること。

六 立替払の適用に当たつては、今次不況による倒産企業労働者の救済のため特段の配慮をすること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 提出する。

昭和五十一年三月五日

内閣総理大臣 三木 武夫

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 提出する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を月額二万四千円から二万七千円に引き上げ、当該状態に

ある者に支給する特別手当の額を月額二万四千円から一万三千五百円に引き上げること。

2 健康管理手当の額の引上げ

健康管理手当の額を月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること。

3 保健手当の額の引上げ

保健手当の額を月額六千円から六千八百円に引き上げること。

4 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行すること。

第五条第四項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第三項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第二項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条第一項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

政府は、原子爆弾被爆者が現在もなお置かれている特別の状態と被爆者の援護対策の充実強化の要望を配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度の改善を図ること。更に、政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当の額を更に引き上げるとともに、所用制限の撤廃、適用範囲の拡大を図りつつ被爆者に必要な施策の整備充実に努めること。

二 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

三 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

四 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。

五 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

六 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

七 被爆者の実態調査を今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

八 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分分配慮し、原爆医療調査研究機関の一元化、一体化について検討し、その促進を図ること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土並みに治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的条件を考慮すること。

十 農業料の額を更に大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

十一 放射線影響研究所の運営については、被爆者及び関係者等の意見を聴取するなど、真に健康と福祉に役立つものとすること。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

右 提出する。

昭和五十一年三月二十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

右 提出する。

第十二条の二中「特定施設設置者」を「特定施設の設置者」に改め、同条を第十二条の十一とし、第十二条の次に次の九条を加える。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。)第十二条の十一、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限り。)を設置しているもの又は終末処理場を設置している。以下この条、次条、第十二条の五、第十一条の十第一項及び第三十七条の三において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類とともに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。)第十二条の十第二項において準用する場合を含む。)第十三条第一項及び第

三十七条の二第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものと除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又

は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときは除く。)は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出)

第七十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとおり、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類
四 特定施設の構造
五 特定施設の使用の方法
六 特定施設から排出される汚水の処理の方

七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の建設省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の設置等の届出)

第七十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出をした者には、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第七十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第七十二条の九 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の九 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は前条第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十二条の十 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

二 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関するものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第十三条第一項中「排水設備」の下に「特定施設」を加える。

第十八条の二中「特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む。)」を「特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)」に改める。

第二十五条の八第二項中「第一項」の下に「第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項」を

加える。

第二十五条の十前段中「第十三条」を「第十二条の八まで、第十二条の十から第十三条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十三条第一項中「排水

の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十

八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

第三十一条後段を次のように改める。

「厚生省令 建設省令」とあるのは、「建設省

令」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第一項中「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令等)

第三十七条の三 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、

その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第

二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、

その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造

若しくは使用の方法若しくは特定施設から排

出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又

は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若

しくは流域下水道への下水の排除の停止を命

ずことができる。ただし、第十二条の二第六

項本文(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対するは、この限りでない。

第三十九条の二中「特定施設設置者」を「特定施設の設置者」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十一条の二」の下に「又は第十二条の三第二項若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

同条第二号中「第十二条の二」を「第十二条の十一」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の六第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第五十条中「前四条」を「第四十六条から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条の規定は昭和五十一年四月一日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の一一部改正に伴う経過措置)
第一條 第二条の規定の施行の際現に水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第二条の規定による改正後の下水道法(以下「新法」という。)第十二条の二第一項の政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次項において同じ。)又は流域下水道

以下に記載する。)(以下「新法」という。)第十二条の四(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二

二条の四(第二十五条の十においてこれらの規

定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(終末処理場を設置しているものに限る。)に排除する下水については、第二条の規定の施行後六月間(当該特定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、新法第十二条の二第一項及び第五項(新法第二十五条の十に排おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十七条の三の規定は適用せず、その者については、新法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者に適用されている他の法律又は地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき新法第十二条の二第一項及び第五項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときを除く。)は、この限りでない。

第二条の規定の施行の際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該特定施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排出して公共下水道を使用するものは、同条の規定の施行の日から三十日以内に、新法第十二条の三第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

前項の規定による届出をした者については、新法第十二条の三第三項の規定は、適用しない。

第二項の規定による届出をした者は、新法第十二条の四、第十二条の五(新法第十二条の四の規定による届出による部分に限る。)及び第十二条の六(新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。)から第十二条の九までの規定による届出に係る部分に限る。)の規定については、新法第十二条の三の規定による届出をした者とみなす。

前三項の規定は、流域下水道について準用する。

第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及び公共下水道又は流域下水道を使用する工場又は事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 第二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号ロ中「第一項」の下に「若しくは第十二条の十第一項」を加える。

附則第十四条第二号中「第一項」の下に「又は第十二条の十第一項」を加える。

二 下水道法の一部改正

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限

特定施設を設置する工場等から下水を排出して公共下水道(終末処理場を設置してあるもの又は流域下水道に接続しているものに限る。以下同じ。)を使用する者は、水質が一定の基準に適合しない下水を排出してはならないものとし、その違反者は处罚するものとする。

(2) 特定施設の設置等の届出

工場又は事業場から継続して下水を排出して公共下水道を使用する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、公共下水道管理者に届け出なければならないものとする。

(3) 計画変更命令等

公共下水道管理者は、特定施設の設置等の届出があつた場合において、当該特定事業場から排除される下水の水質が一定の基準に適合しないと認めるときは、届出の日から六十日以内に、特定施設の構造、污水の処理方法等の変更を命ずることができるものとし、その六十日間は、特定施設の設置を禁止するものとする。

(4) 流域下水道への準用

(1)から(3)までの規定は、流域下水道につ

置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及びこれらの下水道を使用する工場等に対する監督を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道整備緊急措置法の一部改正

下水道整備五年計画の対象となる下水道整備事業を、都市計画事業として実施されるものに限定しないものとするとともに、建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならないものとする。

2 下水道法の一部改正

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限

特定施設を設置する工場等から下水を排出して公共下水道(終末処理場を設置してあるもの又は流域下水道に接続しているものに限る。以下同じ。)を使用する者は、水質が一定の基準に適合しない下水を排出してはならないものとし、その違反者は处罚するものとする。

(2) 特定施設の設置等の届出

工場又は事業場から継続して下水を排出して公共下水道を使用する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、公共下水道管理者に届け出なければならないものとする。

三 下水道整備緊急措置法の一部改正

十一年四月一日から、下水道法の一部改正は昭和五十年度を初年度とする下水道整備五年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及び公共下水道又は流域下水道を使用する工場又は事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の修正議決理由

公共用水域の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及び公共下水道又は流域下水道を使用する工場又は事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図らうとする本案の措置は、妥当なものと認めるが、なお、下水道整備緊急措置法の一部を改正する規定の施行期日を公布の日に改めることの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十二日

いて準用するものとする。

(5) 改善命令等
公共下水道又は流域下水道の管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、その水質が一定の基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、特定施設の構造、污水の処理方法等の改善等を命ずることができるものとする。

特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、その水質が一定の基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、特定施設の構造、污水の処理方法等の改善等を命ずることができるものとする。

建設委員長 渡辺 栄一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

(小字及び~~一~~は修正)

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条の規定は昭和五十一年四月一日から、第二条、次条及び附則第三条

の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[別紙]

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部

を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たつては、第六十四回国会において附せられた下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が十分には実行されていないことにかんがみ、政府は、同附帯決議の趣旨を重視し、更に実効のあがるよう適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第五号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転しないで」を「若しくは使用収

益権の移転又は使用収益権の設定をしないで」に改める。

第三十五条中「裁定する」を「裁定し、又は年金給付の額を改定する」に、「一円未満」を「五十円未満」に、「これを一円」を「これを切り捨て、五十

円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に改める。

第四十二条第一項第二号中「若しくは使用収益権」を「又は使用収益権に」に、「若しくは養畜の事業に」を「又は養畜の事業に」に、「イに掲げる者」を「イ又はロに掲げる者のいずれか」に、「若しくは使用収益権を設定する」を「又は使用収益権を設定する」に、「若しくは養畜の事業を廃止したもの」を「又は養畜の事業を廃止したもの」に、「イに掲げる者」を「イ又はロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業に改める。

第四十四条第一号中「一千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同条第一号中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第四十六条第二項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転した」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

三 受給権者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号

に掲げる者に對して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、当該使用収益権

に基づき使用及び収益をさせている農地等の

一部の返還を受けた場合その他の農地保有の合理化の見地から見て不適当と認められるものとして政令で定める要件に該当する者となつたとき。

第四十八条中「四百四十円」を「六百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年一月一日から

第五十四条中「達する日前に」を「達する日の属する月の末日以前に」に改める。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第五十五条の二 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前二条の規定の適用については、第五十四条中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」と、前条第一項中

「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた當時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る前条の規定の適用については、この限りでない。

附則第十条の二第一項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年度」に改める。

附則第十条の三第一項を次のように改める。

国庫は、当分の間、毎年度、基金に対し、次に掲げる額を補助する。

一 当該年度において納付された保険料(当該

年度において第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第一号)附則第二条第二項の規定の適用を受ける保険料(以下「特定保険料」という。)以外の保険料の総額の七分の三に相当する額

三 貸付年金の額の特例

第三条 昭和五十二年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法(以下「法」という。)第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十二年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千四百五十円

二 昭和五十三年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千八百七十円

三 昭和五十四年一月以後の月分の保険料の額にあつては、一月につき三千二百九十四円

にあつては、一月につき三千二百九十四円

法第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十一条第一号又は第二号の経営移譲によることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十一条第一号又は第二号の経営移譲によることその他の政令で定める要件に該当していない農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「二千四百五十円」とあるのは「一千七百五十円」と、同項第二号中「一千八百七十円」とあるのは「二千五百円」と、同項第三号中「三千二百九十四円」とあるのは「二千三百五十円」とする。

第一条 第二項第三号(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額

は、法附則第十条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、前二

号イ中「百七十六円」を「一百六十円」に改める。

第二条 昭和五十一年十二月以前の月分の経営移譲年金の額については、なお従前の例による。

項の規定にかかわらず、昭和五十五年一月以後において所要の調整が加えられるものとする。

(経過措置)

第四条 改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第五十五条の二の規定は、この法律の施行の日前に行方不明となり失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡一時金の支給についても、適用する。

第五条 昭和五十一年度における新法附則第十条の第三項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和五十一年一月から同年三月までの間」とする。

農業者の老後生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するため、農業者年金事業について、年金給付の改善を図るとともに、農業後継者に対する經營移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地からのその保険料の軽減措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

本案は、農業者年金事業について、年金給付の改善を図るとともに、農業後継者に対する經營移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地からのその保険料の軽減措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(一) 年金額の引上げ

1 経営移譲年金の額を保険料納付済期間一ヶ月につき千七百六十円(六十五歳以後百七十六円)から二千六百円(六十五歳以後二百六十円)に引き上げること。

2 後継者に対する經營移譲の要件の改正

一 議案の要旨及び目的

右決議する。

(1) 農業後継者の育成を図る見地から、後継者加入をしている者うち、三十五歳未満の者であつて一定の要件に適合するものに係る保険料の額は、次のとおりに軽減すること。

昭和五十二年一月から同年十二月までの月分 一月につき一千七百五十円
昭和五十四年一月以後の月分 一月につき二千五百円

(2) (1)によりその額が軽減される保険料については、拠出時の国庫補助の割合を引き上げることとし、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、納付された保険料の総額に相当する額を補助することとする。

二 保険料に対する經營移譲の要件として農地等の使用収益権の設定により耕作又は養

助成について、本年度の政策年金としての性格に照らして、更にその引上げを図るより努力するとともに、完全積立方式をとつて現行の財政方式について他の公的年金の動向等をも勘案して検討を加えること。

三 年金給付の額の自動改定期間に於ては、国民年金等他の公的年金の改定期間に準じてその繰り上げが圖られるよう措置すること。

四 最近における農業就業の動向にかんがみ、農業に專業的に従事する者に対する年金への加入の途を開くとともに農業の家族経営としての一体性、保険料の掛け捨て防止等にかんがみ、遺族年金等について創設の方向で検討すること。

五 後継者に対する使用収益権の設定については、小作地所有制にかかる現行農地法の趣旨をそなうことのないよう適切な運用に努めるここと。

六 中核的農家の育成に資するため、農業者年金についても厚生年金等と同様、所得に応じた給付が行われるよういわゆる所得比例方式等の導入を図ること。

七 農業後継者の確保並びに本年金への加入促進のため、農業後継者に対する保険料軽減措置の対象要件の緩和に努めること。

右決議する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
内閣提出

昭和五十一年三月二十五日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
 (昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次第一条の七の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第二条 第一条の八前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(「一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という。」)につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する額

1 退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(「一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という。」)につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する額

2 遺族年金 二十年を超える年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する額

3 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金について、昭和五十年七月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定期定額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限る。次項及び第四項において同じ。)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるらず、その額を、同項の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合においても、

ては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(「一年未

月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第一項の規定による改正前の法附則第三項の規定による改定による改定前の法附則第三項の規定による改定後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改定前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

4 第二条の十五 第二条の十二第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定期定額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるとて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第三項の規定による改定による改定前の法附則第三項の規定による改定後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改定前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

5 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 第二項の規定は、前各項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第一条の十三 第二条の十一第二項の規定による年金の額の改定)

2 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(その給付事由が昭和四十九年八月三十日以前に生じた年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額については、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条第五号の規定による改正後の法第二十二条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の五の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年六月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)

第三条の六 第三条の四第一項の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求をした任意継続組合員についての請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(以下「昭和五十一年六月以前の年金」と総称する)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の八の規定又は第一条の四第一項の規定による改定又は第一条の四第一項の規定による改定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和五十一年六月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八の規定又は第一条の四第一項の規定による改定又は第一条の四第一項の規定による改定に準じて算定した額をもつて当該遺族年金を受ける権利を有する者(妻、子又は孫)に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡に該当する場合に該当するときは、その該当する年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないとときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求めて、その月額を基礎としてして、「第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より

4 第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より

の場合は、この限りでない)」)の規定による改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第一号。以下「五一」)の規定による改正

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す

少ないとときは、百分の八十」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金について、昭和五十一年八月分以後、その額

については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同項中「同条第一項第二号中」とあるのは、「同条第一項第一号中

「二十四万円」とあるのは、「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び

第四項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第一号中

「第一条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条の十三第一項若しくは第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは、「第二条の十五第二項」と、

第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条の十三第一項若しくは第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同条第三項第一号中

「第一条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条の十三第一項若しくは第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」とあるのは、「第二条の十三第一項第一項」と、同条第四項中「この場合において」

とあるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「百分の八十」と

あるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「百分の八十」と読み替えるものとする。

5 昭和四十九年四月一日以後昭和五十一年三月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員について

ての当該資格喪失事由に係る新法の規定によ

る通算退職年金については、昭和五十一年七

月分以後、その額を、第四条第三項及び第四

項の規定に準じて算定した額に改定する。こ

の場合において、同条第三項第一号中「第二

条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは

第二项」とあるのは、「第二条の十五第二項」と、

第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは

附則に次の四項を加える。

18 附則第十四項の規定は、昭和五十一年七月

一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該

当した組合員若しくは任意継続組合員又は同

日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害

給付の請求をした任意継続組合員についての

当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る

退職年金、障害年金及び遺族年金（五十一年

改正法第二条の規定による改正後の法第四十

六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項において「昭和五十一年七月以後の

年金」と総称する。)の額について準用する。

この場合において、附則第十四項中「その額

を、同項の規定に準じて算定した額に改定す

る。この場合において、同項中「同条第三項

第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中

「二十四万円」とあるのは、「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものと

あるのは、「この場合において、同項中「割合」とあるのは、「百分の八十」と読み替えるものとする。

7 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正

法第一条の規定による改正前の法第三十七条

の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定

による改正後の法第三十七条の三第六項の規

定の適用を受けた通算退職年金については、

これらの規定による合算額のうちの一の額に

係る年金」と前に各項の規定に準じて算定し

た額の合算額をもつて改定年金額とする。

8 第一条第二項の規定は、前各項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。

の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

20 附則第十八項において準用する附則第十四

項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げ

る額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に

係る組合員又は組合員であつた者の死亡に

ついて恩給法による扶助料その他遺族年金に

相当する年金たる給付の支給を受ける場合で

ある場合に該当するときは、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合 (前)号に該当する場合を除く) 二二万四千円

21 附則第十八項において準用する附則第十四

項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、か

つ、遺族である子がいない者である場合にお

いて、その者が六十歳に達したときは、その

達した日の属する月の翌月分以後、その者を

前項第三号の規定に該当する者とみなして、

その額を改定する。

別表第七の次に次の一表を加える。

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

及び同報告書

五六二

別表第八(第一条の八、第二条の十三—第二条の十五関係)

年 級	額 級	の 級	区 級	分 級	率	額
一 級						
二 級						
三 級						
四 級						
五 級						
六 級						
七 級						
八 級						
九 級						
十 級						
十一 級						
十二 級						
十三 級						
十四 級						
十五 級						
十六 級						
十七 級						
十八 級						
十九 級						
二十 級						
二十一 級						
二十二 級						
二十三 級						
二十四 級						
二十五 級						
二十六 級						
二十七 級						
二十八 級						
二十九 級						
三十 級						
三十一 級						
三十二 級						
三十三 級						
三十四 級						
三十五 級						
三十六 級						

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
 日次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級

標準給与の月額	給与月額
五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
六〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上
六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
八五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未満
九〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円未満
九五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上
一〇〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円未満
一〇五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円未満
一一〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円未満
一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
一二五、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
一三〇、〇〇〇円以上	一〇二、〇〇〇円未満
一四〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円未満
一四〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円未満
一六〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
一六五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
一八〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
一九〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
一九五、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二〇〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二〇五、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二一〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二一五、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二二〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二二五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二三〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二三五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二四五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二五〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二五五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二六〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
二六五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二七五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二八五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
二九五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
三〇〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
三一〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
三一〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
三二〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
三三〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
三四〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額」を「又は日額」に改め、同条を同条第二項として、同条に第一項として次の二項を加える。

給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円に満たないときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを百円に切り上げる。

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」と改め、同条に次の二項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。)第二十六条において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、

組合員又は組合員であった者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。

第二十九条中「(昭和二十九年法律第百十五号)を削り、「基づく」を「基づく」に、「基き」を「並びに」に改める。

第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に、「三十二万六千円」を「五十五万二千円」に改め、「三十二万六千円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十六条の三中「及び第四十六条の四」を「第四十六条の四及び第四十六条の六第四項」に改める。

第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。
 第三十七条の三第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九条第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後に」を「組合員期間(通算年金通則第四条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。)を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。)第四十五条第一項及び第三項において同じ。)が一年以上となつた日後組合員又は任意継続組合員である間に」に改め、同条第二項中「なおらない」を「治らない」に改める。

第三十九条の三第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年に達しない」を「一年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上であるに、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十一条第五項第一号中「三十年」を「三十年に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「に達しない」を「未満である」に改める。

第四十四条第三項中「第三十八条の三」の下に「、第四十九条の三」を加える。

第四十五条第一項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第二項中」「一年六月」とあるのは「三年」と、「に」「な

第三十七条第四項第一号及び第三十七条の二第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十九条第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後に」を「組合員期間が一年以上」に、「その一年を経過する」を「組合員期間が一年」とする。

第三章第三節中第四十五条の次に次の二条を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

第四十五条の二 組合員期間が一年未満であるか、公的年金合算期間を一年以上有する組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)であつた者に係る障害給付については、この節に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第四十六条第一項第三号中「又は組合員期間を、組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合の下に」、「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。)

第四十六条の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十六条の四中「除く。」の下に「第四十六条の六第四項において同じ。」を加え、同条第一号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六条の五 第四十六条から前条までの場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した額を当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

2 組合員期間が一年以上十年未満である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者で職務上傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受けける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受けける権利を有するものが第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合員期間の二から前条までの規定にかかるわらず、第六条の二の規定による遺族年金に相当する年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかるわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の額を、同号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

2 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。)二万四千円

2 遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。)において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から通算する年金として政令で定める年金の支給を受ける権利を有する者は、当該年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金の基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないとときは、その額をもつて当該遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。)において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から通算する年金として政令で定める年金の支給を受ける権利を有する者は、当該年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金の額とする。

第五十六条の六 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。)において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から通算する年金として政令で定める年金の額を受ける権利を有する者は、当該年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金の額とする。

る改正規定（第四十六条の五に係る部分に限る。）並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十一号。以下「三十九年改正法」という。）附則第六条第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定昭和五十一年八月一日

二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法目次、第二十三条の二、第二十四条、第二十一条、第二十九条、第三十六条の三、第三十九条第一項第二号、第四十四条第三項並びに第四十五条第一項及び第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十六条第一条第三項の改正規定、第四十六条の四の次に二条を加える改正規定（第四十六条の五に係る部分を除く。）、第四十九条の二の次に一条を加える改正規定、第五十条第一項にただし書を加える改正規定並びに第五十一条及び別表第一の二の改正規定並びに附則第五条第一項、附則第六条及び附則第七条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において改令で定める日

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第二項及び第四十五条第二項の改正規定並びに附則第五条第二項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において改令で定める日

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が五万六千円以下である者又は三十一万円である者（給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。）の同年九月までの標準給与は、当該標準給与による改正後の農林漁業団体職員共済組合法

(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(端数処理に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十二条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の決定又はその額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の決定又はその額の改定については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第四条 改正後の法第三十六条第二項ただし書、第三十六条の二第一号、第三十七条第四項第一号、第三十七条の二第五項第一号、第三十九条の三第一項及び第二項（第二号を除く。）

(退職年金等の額に関する経過措置)

第五条 改正後の法第四十六条の六の規定は、附則第一号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退族年金を受けた者に、その公的年金制度から退族年金が支給される場合の経過措置

第六条 改正後の法第四十六条の六の規定は、附則第一号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退族年金を受けた者に、その公的年金制度から退族年金が支給される場合の経過措置

2 改正後の法第三十七条の三第三項第一号の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法（以下「改正後の三十九年改正法」という。）附則第六条第一項ただし書の規定は、昭和五十一年七月三十一日以後に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による給付についても 同年八月分以後適用する。

(障害年金及び障害一時金に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項第二号又は第四十五条第一項若しくは第三項の規定は、職務によらない病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣（以下「傷病」という。）について附則第六条第一項及び第四項、第十三条第三項、第十五条第四項及び第十六条第二項及び第三項の規定は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(更新組合員の老齢加算等に関する経過措置)

第八条 改正後の三十九年改正法附則第六条第三項及び第四項、第十三条第三項、第十五条第四項並びに第十六条第二項及び第三項の規定は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第九条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、同日以後も、なおそ

(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなしして、改定する。

の効力を有する。

2 附則第一条第三号の政令で定める日の前日において障害年金を受ける権利を有しない者について、同号の政令で定める日の一年六月前の日から改正後の法第三十九条第二項の規定が適用されたいたとしたならば、同号の政令で定める

(政令への委任)

た給付については、なお従前の例による。

第十条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行について必要な事項は、政令で定める。

農林漁業団体職員共済組合法による給付に関する理由

他の共済組合法に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受けた者に、その公的年金制度から退族年金が支給される場合の経過措置

農林漁業団体職員共済組合法による給付に関する報告書の提出に関する理由

議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合法による給付に関する理由

付に関し、他の共済組合法に準じて、既裁定年金の額の引上げ、最低保障額の引上げ等により給付水準の引上げを行うとともに、障害給付及び遺族給付につき各種の改善措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(1) 既裁定年金の額の改定

昭和五十年三月以前に給付事由が生じた退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和五十年度の国家公務員の給与の改善内容を基礎として増額することにより、年金額を昭和五十一年七月分から引き上げること。

(2) 標準給与の月額の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を五万二千円から五万八千円に、上限を三十一万円から三十四万円にそれぞれ引き上げること。

(三) 退職年金等の最低保障額の引上げ
き上げること。

(四) 通算退職年金の定額部分の額の引上げ等
の額を引き上げるとともに、退職年金等の額の算定用いられる通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式中の定額部分の額の引上げ及びその定額部分の加算期間の延長を行うこと。

(五) 障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和

職務によらない障害年金及び遺族年金等について、組合員期間が一年未満の場合においても、組合員期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が一年以上であるときは、これらの年金等の受給資格が生じることとする。

(六) 障害年金の支給に係る療養認定日の繰上げ
健康保険制度による療養の給付等を受けている者等に対する障害年金の支給に係る喪失認定日を、当該療養の給付等の開始後二年を経過した時から一年六月を経過した時に繰り上げること。

(七) 遺族年金の額に係る加算の特例等

遺族年金について、その受給権を有する者が妻である場合において、遺族である子がいるとき又はその妻が六十歳以上であるときは、遺族である子の数等に応じて加算を行うとともに、扶養加算の額を増額すること。

(八) 通算遺族年金制度の創設

通算退職年金の受給権者が死亡したときは、その遺族に通算退職年金の額の二分の一に相当する額の通算遺族年金を支給するこ

(九) 老齢者等の退職年金等の算定の特例
七十歳以上八十歳未満の老齢者等に支給する退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた旧法組合員期間のうち二十年を

超える年数につき、更に五年を限度としてその超える年数に応じて割増しを行うこと。

(十) 施行期日

施行期日は、昭和五十一年七月一日とすること。ただし、(三)、(四)及び(八)は昭和五十一年八月一日とし、(五)、(六)及び(八)は政令で定める日とすること。

二 議案の修正議決理由

本案は妥当な措置と認めるが、財團法人農林年金福社團を本法の適用対象団体に加え、その職員の年金について本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間(当該法人の職員であつた期間に限る)をも組合員期間とみなし、これを通算する措置を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として七十四億五千五百三十四万二千円が計上されている。

なお、本修正の結果、昭和五十一年度において、給付に要する費用についての国補助額が約十六万円増額となるものと見込まれ、また、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約三百十五万円の減収となるものと見込まれている。

なお、通算措置に伴い、厚生保険特別会計の積立金から農林漁業団体職員共済組合へ交付金が交付されることとなつてある。

四 國会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安倍農林大臣より「政府としては必ずしも適當でないと考える」旨の意見が述べられた。

右報告する。
昭和五十一年五月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 漆 徹郎
(別紙)
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
(小字及び一は修正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十

三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第一条第一項中「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許された財團法人中央農業会議」と、昭和三十七年八月二十八日に設立を許された財團法人中央農業会議及び同年十月八日に設立を許可された財團法人農林年金福社團に改める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級														標準給与の月額	給与月額
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	六〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円未満
三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	六四、〇〇〇円	六五、〇〇〇円未満
四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	六八、〇〇〇円	六九、〇〇〇円未満
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	七二、〇〇〇円	七三、〇〇〇円未満
六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	七八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	八五、〇〇〇円	八六、〇〇〇円未満
八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	九五、〇〇〇円	九六、〇〇〇円未満
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	一〇五、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円未満
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	一一五、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円未満
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	一二五、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円未満
一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	一三五、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円未満
一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	一四五、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満
一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	一五六、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円未満
一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満
二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六、〇〇〇円以上	二五六、〇〇〇円未満
二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二六五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満
二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
二四	二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
二五	二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五	二九五	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
二六	二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五	二九五	二九五	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
二七	二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五	二九五	二九五	二九五	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
二八	二九	二一〇	二一五	二二五	二三五	二四五	二五六	二七五	二八五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満

第二十九級	二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
第三十級	二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
第三十一級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
第三十二級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満
第三十三級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
第三十四級	三一〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
第三十五級	三三〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十六級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円以上

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額」を「又は日額」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたときはその全額が五十円に満たないときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたときは又はその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを百円に切り上げる。

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。

第二十八条中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基ぎ」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、同項第六項第一号中「に達しない」を「未満である」に改める。
第三十六条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。
第三十六条の三中「及び第四十六条の四」を「第四十六条の四及び第四十六条の六第四項」に改める。
第三十七条の三第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。
第三十九条第一項第二号中「組合員又は任意組合員」として引き続き一年以上経過した後を「その一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。
第三章第三節中第四十五条の次に次の二条を加える。
(公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

「二万一千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「年に達しない」を「年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である」に、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。
第四十四条第三項中「第三十八条の三」の下に「第四十九条の三」を加える。
第四十五条第一項中「引き続き一年以上組合員又は任意組合員」を「組合員期間が一年以上に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第二項中「一年六月」とあるのは「三年」と、「なおった」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上組合員又は任意組合員」を「組合員期間が一年以上に改め、同条第二項中「一年六月」とあるのは「三年」と、「なおった」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に改める。
第四十六条第三項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。
第四十六条の四中「除く。」の下に「第四十六条の六第四項において同じ。」を加え、同条第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六条の五第四条において「組合員期間(通算年金通則法第四条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金合算期間」という。)を有する組合員で組合員期間が一年未満である組合員)」を「組合員期間(通算年金通則法第四条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金合算期間」という。)を有する組合員で組合員期間が一年未満である組合員)」に改め、同条第二項中「なおらない」を「治つた」に、「三年」を「一年六月」に、「なおらない」を「治らない」に改める。
第四十五条の二組合員期間が一年未満である組合員又は組合であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。
第二十九条中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基ぎ」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第三十九条の三第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「なおらない」を「治らない」に改める。
第四十六条第一項第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合」の下に「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五六八

規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

2 前項の規定は、同年七月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなつたものとみなす。

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

2 遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第四十六条 六 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同項第三号の規定により遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかる組合員期間の年数一年による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けたとき、同項第三号の規定により死亡した者の組合員期間の年数一年による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかる組合員期間の年数一年による遺族年金の額と同一の額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合に申し出たときは、同号の規定による遺族年

金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかるわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないとときは、その額をもつて当該遺族年金の額とする。

4 前三项の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文の政令で定めることにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。

第五十条 第一項に次のとおり改める。
（公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付）
第五十一条 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めることによる。
第五十二条 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるものほか、政令で定めることによる。

附則第六条の二の前記見出し中「第一条第二項の法人」を「社団法人全国農業共済会等」に改める。

附則第六条の五の次に次の二条を加える。

（財團法人農林年金福利団の職員に対する特例）

第六条の六 財團法人農林年金福利団（以下「福基団」という。）の職員のうち、昭和五十一年六月三十日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年七月一日に組合員となつたものの同年六月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間（任意継続組合員であった期間を除く。）に限る（この法律（第二十一条を除く。）の適用については、組合員であつた期間とみなす。これとそぞの者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。）この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期

間は、同年七月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなつたものとみなす。

2 前項の規定は、福基団が、その職員で同項の規定に該当するものの三分の一以上の同意を得て、昭和五十一年七月三十日までに組合に申出をした場合には、同項に規定する職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間に係る各月につき、政令で定めるところによる。その者が組合員であつたものとみなされた場合において、福基団が納付すべきであった賃金の額からその者について福基団が納付すべきであった賃金の額を差し引いた厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額に相当する金額を、納付金として、昭和五十一年十二月三十一日までに組合に納付しなければならない。

3 福基団は、前項の申出をした場合には、同項に規定する職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間に係る各月につき、政令で定めるところによる。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び福基団が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

第六条の七 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）附則第四条第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条及び第二十一条並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十九号）附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十八条関係）」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第二十八条関係）

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第三十七条の三第三項から第六項までの規定による。

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	

三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

別表第二中「別表第一」を「別表第二」(第二十四条、第三十六条、第三十九条—第三十九条の三、第四十条—第四十五条、第四十七条、第十八条(関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「併せ」に、「三九三、六〇〇円」を「六六九、〇〇〇円」に、「三三一、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十五条(関係))」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する、ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

附則第九条の規定 公布の日

第一条 中農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項、第三十六条の二第一号、第三十七条规定第一号、第三十七条の二第五项

第一号、第三十七条の三第二項第一号、第三十九条の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く。)、第四十二条第五项第一号及び第六项第一号、第四十六条第二項、第四十六条の三第一項並びに第四十二条第一号、第四十六条の三第一項並びに第四

二 二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法目 次、第二十三条の二、第二十四条、第二十 一条、第二十九条、第三十六条の三、第三十九 条第一項第二号、第四十四条第三项並びに第 四十五条第一項及び第三項の改正規定、同条 の次に一条を加える改正規定、第四十六条第 一项第三号の改正規定、第四十六条の四の次 に二条を加える改正規定、第五十条第一項にた だし書を加える改正規定、第五十一条及び第六 条を加える改正規定、第五十二条第一項にた だし書を加える改正規定並びに第五十五条及び 別表第一の二の改正規定並びに附則第五条第 一項、附則第六条及び附則第七条の規定、公 布の日から起算して一年を超えない範囲内に おいて政令で定める日	十一 十九条第二項及び第四十五条第二項の改正規 定並びに附則第五条第二項の規定、公布の日 から起算して一年六月を超えない範囲内にお いて政令で定める日
三 三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三 二条第一号	十二 (厚生年金保険特別会計からの交付金)

十九条第二項及び第四十五条第二項の改正規定並びに附則第五条第二項の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 (厚生年金保険特別会計からの交付金)

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項第二号又は第四十五条第一項若しくは第三項の規定は、職務による病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)について附則第三条第一号の政令で定める日前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廻疾については、同日以後も、なおその効力を有する。

第六条 政府は、厚生年金保険特別会計からの交付金のうち、改正後の法附則第六条の六第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた財團法人農林年金福社團(以下「福社團」といふ。)の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年内に厚生年金保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い)

第七条 政府は、厚生年金保険特別会計からの交付金のうち、厚生年金保険の年金を受ける権利を有することとなる者が、この法律の公布の日から起算して二十日以内に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨又は該年金たる保険給付を受けないとする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六条の六第一項及び第二項の規定の適用については、その者の當該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間(福社團の職員であつた期間(任意運営組合員であつた期間を除く。)に限る。)は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から免除する。

第八条 福祉團の職員のうち、施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で、施行日に組合員となつたものが、前項に規定する申出をしたときは、その者の當該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、施行日の前日に消滅する。

第九条 福祉團の職員のうち、施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で、施行日に組合員となつたものが、前項に規定する申出をしたときは、その者の當該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、施行日の前日に消滅する。

二 (更新組合員の老齢加算等に関する経過措置)

第十条 改正後の法附則第六条の六第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項並びに地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第三号及び第三百十団條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

三 (通算遺族年金に関する経過措置)

第十一条 通算年金制度を創設するための關係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第四十二条第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九条の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組合

のとみなす。

四 (通算年金制度に関する経過措置)

第十二条 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三

合第三十七条の三第二項第一号に該当するものとみなす。

つき共済掛金の払込みを遅滞した場合において、当該組合等と当該組合員等との間に肉豚に係る他の同条の包括共済關係が存するときは、その包括共済關係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができることである。

第一百四条第五項中「第十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に、「但し」を「ただし」として、同条第八項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第八項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第七項を「第八十五条第八項」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に、「第八十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に改める。

第一百四条の第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第十六条第一項ただし書」を「第十六条第一項ただし書」に、「第七項」を「第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第百六条第一項中「行なう」を「行う」に、「第一百九条第五項」を「第一百九条第六項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第一号」の下に「並びに第二項」を加え、「百分の九十」を削り、同条第三項中「種類」の下に「主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下蚕繭共済の共済目的の種類等」という」を加え、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

その地域内に住所を有する者で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものとの当該共済目的の種類たる農作物に

係る収穫量を省令で定めるところにより適正に確認することができる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聽いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する組合員等との間に成立する農作物共済の共済關係に係る農作物共済における当該共済目的の種類に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとに組合員等の単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該共済目的の種類に係る第一百九条第六項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百六条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一百六条第一項中「行なう」を「行う」に、「第一百九条第五項」を「第一百九条第六項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第一号」の下に「並びに第二項」を加え、「百分の九十」を削り、「主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下蚕繭共済の共済目的の種類等」という」を加え、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第三項中「共済目的の種類」の下に「主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下蚕繭共済の共済目的の種類等」という」を加え、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

その地域内に住所を有する者で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行なうものとの当該共済目的の種類たる農作物に

の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭共済とその他の蚕繭共済との別をいう。以下同じ。」などとを加え、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別」と「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加え、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別」と「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別」とを加える。

第一百九条第一項中「左の」を「次の」に改め、「種類ごと」の下に「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「包括対象家畜の種類ごとに」を削り、「家畜共済資格者が」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜の種類ごとに」、「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かりに「単位当たり」に、「第一百六条第三項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第一百五十条の四第一号」に改め、同条第二項の次に次の二項を加えり」を「単位当たり」に、「第一百六条第三項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚)」を削り、「省令で定める飼養区分ごとに」を加え、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚)」を削る。」を加える。

第一百十一条の六第三項中「種豚」を「豚」に改める。

第一百十二条の八第一項中「第十三条の二第三項」の「を削る。」を削る。

組合等は、第一百六条第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該共済目的の種類に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は芽生しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定めた方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に、同項の単位当たり共済金額に、そ

の超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一百十条第二号中「春蚕繭について桑の発芽期」の下に「(主務大臣が特定の地域について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域にうては、その主務大臣の定めた日)」を加える。

第一百十一条第一項中「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「包括対象家畜の種類ごとに」、「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かりに「単位当たり」に、「第一百六条第三項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第一百五十条の四第一号」に改め、同条第二項の次に次の二項を加えり」を「単位当たり」に、「第一百六条第三項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚)」を削り、「省令で定める飼養区分ごとに」を加え、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚)」を削る。」を加える。

第一百十二条の八第一項中「第十三条の二第三項」の「を削る。」を削る。

第一百十二条第二項中「一年」の下に「(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)」を加え、「但し」を「ただし」に、「定」を「定めに改め、同条第三項中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間)」の下に「(肉豚に係る家畜共済に係る共済掛金期間)」を削る。

第一百十二条第二項中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間)」を削る。

第一百十二条第二項中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間)」を削る。

「(肉豚に係るもの)を除く。」を加える。

第一百四条の二第一項第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等こと及び第一百一一条第一項の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の日に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

合員等こと及び第一百一一条第一項の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

項」を「第八十五条第一項」に改める。

第一百二十条の七第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第一項」に改め、「収穫共済との別」の下に「その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別」を加える。

第一百二十条の八第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」と、「こえた」を「超えた」に改める。

第一百三十二条第一項中「乃至第九十一条」を「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第四項」に、「乃至第一百三十四条第二項」を「から第一百三十四条まで」に改める。

「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第四項」に、「乃至第一百三十四条第二項」を「から第一百三十四条まで」に改める。

「から第一百三十四条まで」に改める。

「農作物共済の共済責任期間による種別」とを「蚕糸共済の共済責任期間による種別」とを加える。

「農作物共済の共済責任期間による種別」とを加える。

の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分比の七十（第一百十条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他の理由で定める事由のある収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

二 第百九条第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額

第一百五十条の五 その地域における水稻に係る病害虫の防除を共同して行うため必要な施設

が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稻の耕作の業務を當む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稻に係る農作物共済による種別」とを加える。

のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについて、当分の間、当該水稻につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病害虫の防除を行ったときは、当該防除につき組合員等を負担した費用のうち当該病害虫の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの（省令で定めるものに限る。）に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額を超える場合は、あつては、その主務大臣の定める金額）を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の規定による指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百五十条の五第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項において、同項中「前項」とあるのは、「第一百五十条の五第二項において準用する前項」と

第一 第百六条第一項第二号又は第二項の単位

当たり共済金額に、当該収穫皆無耕地とされる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稻につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合は、第一百七条及び第二百二十六条の規定を準用する。

(農業共済基金法の一部改正)
第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「理事長一人、理事三人」を「理

事長一人、理事一人及び」に改め、同条に次の

一項を加える。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、

非常勤の理事八人以内を置くことができる。

第三十九条第三項中「十三人」を「七人以内」に

改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、定款の定めるところにより、理事

長が委嘱する。

第二十九条第六項を削り、同条第七項を同条

第六項とする。

2 基金は、前項の規定により行う業務のほ

か、当該業務の遂行に支障のない範囲内にお

いて、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、
会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な
実施のために必要とする資金の貸付け又は當
該資金の借入れに係る債務の保証の業務及び
これらの業務に附帯する業務を行なうことがで
きる。

第三十六条第一項中「又は共済金の支払」を
「若しくは共済金の支払又は第三十三条第二項
の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若し
くは債務の保証の目的」に改める。

第四十条第二号を次のように改める。

二 國債、地方債その他の農林大臣の指定する
有価証券の取得

第四十条に次の二号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金

銭信託

第五十条の二第一号中「第三十条第三項」の下

に「第三十三条第二項」を加える。

第五十二条第一号中「第三十四条第一項」を
「第三十三条第二項若しくは第三十四条第一項」
に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十二年二月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ
ぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中農業災害補償法(以下「農災法」と

いう。)第十二条第三項及び第四項、第八十四

条第一項第二号、第一百六条第三項及び第四

項、第一百八条、第一百九条第三項、第一百十

条、第一百三十四条、第一百二十五条第二号、第一百三

十六条第二項並びに第一百三十七条第二号の改
正規定並びに附則第四項の規定 昭和五十一

年十二月一日

三 第一条中農災法第十三条の二、第十五条、

第八十四条第一項第三号、第九十九条、第一百

十一条、第一百十一条の六、第一百十一条の八、

第一百十二条、第一百十四条、第一百十四条の二、

第一百四十四条、第一百四十五条の二、

附則第七項及び附則第八項の規定 昭和五十
二年四月一日

(農作物共済に係る新農災法の適用に関する経
過措置)

2 改正後の農業災害補償法(以下「新農災法」と
いう。)第十二条第一項及び第二項、第十四条の
二第一項、第八十五条第四項(新農災法第八十

五条の七において準用する場合を含む。)、第八

十六条第二項、第一百六条第二項から第五項ま

で、第一百七条(第四項を除く。)、第一百九条第一

項及び第三項、第一百二十二条第一項、第一百二十

三条第一項第一号、第一百二十四条第一項、第一百

二十五条第一項第一号、第一百三十五条第一号、第

一百三十六条第一項、第一百三十七条第一号、第

一百三十八条第一項、第一百三十九条第一号、第

一百四十条第一項、第一百四十一条第一号、第

一百四十二条第一項、第一百四十三条第一号、第

一百四十四条第一項、第一百四十五条第一号、第

一百四十六条第一項、第一百四十七条第一号、第

一百四十八条第一項、第一百四十九条第一号、第

一百五十条第一項、第一百五十一条第一号、第

一百五十一条第二項、第一百五十一条第三項、第

一百五十一条第四項、第一百五十一条第五項、第

一百五十一条第六項、第一百五十一条第七項、第

一百五十一条第八項、第一百五十一条第九項、第

一百五十一条第十項、第一百五十一条第十一項、第

一百五十一条第十二項、第一百五十一条第十三項、第

一百五十一条第十四項、第一百五十一条第十五項、第

一百五十一条第十六項、第一百五十一条第十七項、第

一百五十一条第十八項、第一百五十一条第十九項、第

一百五十一条第二十項、第一百五十一条第二十一項、第

一百五十一条第二十二項、第一百五十一条第二十三項、第

一百五十一条第二十四項、第一百五十一条第二十五項、第

一百五十一条第二十六項、第一百五十一条第二十七項、第

一百五十一条第二十八項、第一百五十一条第二十九項、第

一百五十一条第三十項、第一百五十一条第三十一項、第

一百五十一条第三十二項、第一百五十一条第三十三項、第

一百五十一条第三十四項、第一百五十一条第三十五項、第

一百五十一条第三十六項、第一百五十一条第三十七項、第

一百五十一条第三十八項、第一百五十一条第三十九項、第

一百五十一条第四十項、第一百五十一条第四十一項、第

一百五十一条第四十二項、第一百五十一条第四十三項、第

一百五十一条第四十四項、第一百五十一条第四十五項、第

一百五十一条第四十六項、第一百五十一条第四十七項、第

一百五十一条第四十八項、第一百五十一条第四十九項、第

一百五十一条第五十項、第一百五十一条第五十一項、第

一百五十一条第五十二項、第一百五十一条第五十三項、第

一百五十一条第五十四項、第一百五十一条第五十五項、第

一百五十一条第五十六項、第一百五十一条第五十七項、第

一百五十一条第五十八項、第一百五十一条第五十九項、第

一百五十一条第六十項、第一百五十一条第六十一項、第

一百五十一条第六十二項、第一百五十一条第六十三項、第

一百五十一条第六十四項、第一百五十一条第六十五項、第

一百五十一条第六十六項、第一百五十一条第六十七項、第

十二年産の蚕繭から適用するものとし、昭和五

十一年以前の年産の蚕繭については、なお旧農

災法第十二条第三項及び第四項、第八十四条第

一項第二号(旧農災法第八十五条の七において

準用する場合を含む。)、第一百九条第三項及び第

四項、第一百八条(第五項を除く。)、第一百九条第

三項、第一百十条第二号、第一百三十四条第二項、第

一百三十五条第二号、第一百三十六条第二項並び

に第百三十七条第二号の規定の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

5 則附第一項第三号に掲げる規定の施行前に開

始し、その後後になおその期間が残存してい

る共済金期間に係る家畜共済に関する共済掛

金の国庫負担、保険金額及び保険金について

は、なお従前の例による。

(果樹共済に係る新農災法の適用に関する経過
措置)

6 新農災法第百二十条の三の二及び第一百二十

条の七第一項の規定は、この法律の施行の日以後

に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹

から適用するものとし、同日前に共済責任期間

の開始する収穫共済に係る果樹については、な

お旧農災法第百二十条の七第一項の規定の例によ

る。

(農業共済基金の運営委員会の委員に関する経
過措置)

7 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現

に在任する農業共済基金の運営委員会の委員の

すべてにつき、その任期が満了し、又は退任す

るまでの間は、農業共済基金の運営委員会の委

員の数及び選任に関しては、なお従前の例によ

る。

(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

最近における農業事情の変化等にかんがみ、農

業災害補償事業の健全な運営に資するため、農作物共済及び蚕繭共済のてん補内容の充実、農作物共済の農家単位引受方式の拡充並びに家畜共済の共済掛金に係る国庫負担の改善及び共済目的の追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務範囲の拡大を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業事情の変化に対応して、農業経営の安定を図る見地から、補償の充実及び合理化を図るとともに、共済事業の円滑な実施に資するため、農業共済団体等の運営の改善及び農業共済基金の業務範囲の拡大の措置を講じようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(一) 補償の充実及び合理化

1 共済目的及び共済事故の拡充

- (1) 家畜共済の共済目的に肉豚を加え、その共済事故を死亡とすること。
- (2) 蚕繭共済の共済事故に桑葉の獣害を加えること。

2 農作物共済における全相殺による農家単位引受方式の導入

- (1) 農家単位引受方式に、新たに、農家ごとに増収量と減収量を相殺して一割以上の被害があつた場合に共済金を支払う引受方式を導入すること。
- (2) 蚕繭共済の単位当たり共済金額は、繭の価格の百分の七十を標準とすること。

3 単位当たり共済金額の引上げ

- (1) 農作物共済の単位当たり共済金額は、収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度とすること。
- (2) 蚕繭共済の単位当たり共済金額は、繭の価格の百分の七十を標準とすること。

4 農家単位引受方式実施地域における全損耕地についての特例

組合等は、農家単位引受方式による農作物共済実施地域における収穫皆無耕地については、基準収穫量の百分の七十につき共済金を支払うこととする。

5 農作物共済における損害防止給付の新設

共同防除体制が整備された地域において病害虫が異常に発生し、組合員等がその病害虫の防除を共同して行つたときは、当分の間、その防除に要した費用に相当する金額を共済金として支払うこととする。

6 蚕繭共済における蚕期区分の導入

組合等は、主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その蚕期の区分ごとに共済金額を定めることができることとすること。

7 果樹栽培における特定事故の選択制の導入

果樹栽培に関する条件が一定の基準に適合する者については、収穫共済について病害虫による果実の減収等の共済事故を共済事故から除外できることとする。

8 共済掛金の国庫負担の改善

家畜共済における共済掛金に対する国庫負担割合は、牛に係るものにあつては二分の一、馬又は種豚に係るものにあつては五分の二、肉豚に係るものにあつては三分の一とする。

(二) 農業運営の改善

1 農作物共済において組合等の一部の地域であつても、申請により病害虫の事故除外、全相殺による農家単位引受方式及び水稻病害虫による損害防止給付を行うことができるなどすること。

2 家畜共済における組合等の連合会に対

する付保割合は、原則として百分の九十とすること。

2 組織運営の改善

役員又は総代の立候補者が選挙すべき数以内であるときは、投票を省略することができることとすること。

3 農業共済基金の業務拡大

従来の貸付業務のほか、農業共済団体が業務の執行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うことができることとする。

4 施行期日

施行期日は、昭和五十二年二月一日とする。

ただし、この制度改善の実施時期は原則として昭和五十二年度からとするところ。

議案の可決理由

最近における農業事情の変化に対応して農業経営の安定を図る見地から、本案の措置を適切なものと認め全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対しては、日本共産党・革新共同の津川武一君より、家畜共済における共済掛金に対する国庫負担割合を二分の一とすること等を内容とする修正案が提出されたが賛成少数をもつて否決された。

この修正案に対しては国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して安倍農林大臣から「賛成しがたい」との意見が述べられた。また、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 清 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、長期的視野に立つて、制度の一層の拡充整備を図り、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう左記事項の実現に努めるべきである。

一 農作物共済については、補償の經營安定効果を一層高めるため、農家単位引受方式の円滑な推進を図るよう努めるほか、災害の発生態様の変化及び農家の共済需要の動向を勘案して今後とも足切り水準の引下げ又は損害の程度に応じててん補する比例てん補方式等につき調査検討を行ひ、てん補内容を図ること。

二 水稻病害虫損害防止給付については、地域における防除の実態に即応するよう、その給付内容の充実に努めるとともに、その実施に当たつては、関係団体等との連絡、協調に特に留意すること。

三 家畜共済について

家畜共済については、馬及び肉豚等に係る共済掛金国庫負担等につき一層の改善に努めるとともに、実情に即した診療点数の改定、獸医師の待遇改善、損害防止事業の強化等を促進し、家畜診療所の經營安定を図ること。

四 果樹栽培について

果樹栽培については、加入の推進に一層努めるとともに、果樹栽培農家の經營安定に資するよう補償内容の充実、対象品目の拡大等に努めること。

五 畑作共済及び園芸施設共済について

畠作、果実の生産及び価格対策の一層の充実強化を図ること。

六 野菜等の新種共済について

を行い、基礎資料の整備を進め、その早期制度化に努めること。

七 役員の選挙等農業共済団体の運営

は、民主的運営が損われぬよう、特段の指導を行ふこと。

八 農業共済団体の事務費については、事業運営

の複雑多様化に対応して、事務執行体制の整備、職員、共済連絡員等の待遇改善に資するよう、国庫負担の充実を図ること。

右決議する。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十一年三月二十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律
野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三
号）の一部を次のように改正する。

目次中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供
給安定基金」に、「第十四条」を「第十四条の二」に、
「第十九条」を「第二十四条」に、「第三節 設立（第一
二十一条 第二十四条）」「第三節 管理（第三十
二十五条 第二十九条）」を「第四節 管理（第三十
三条 第四十八条）」第五節 財務及び会
員（第五
五一条 第二十九条）」に、「解散及び清算」
計（第四十一条 第四十八条）に、「解散及び清算」
を「監督」を「補則」に改める。

第一条中「一定の生産地域」を「一定の生産地
域」に、「当該生産地域におけるその生産者の經營
に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な
組織である野菜生産出荷安定資金協会」を「あつた
場合における生産者補給金の交付、当該消費地域
におけるその安定的な供給を図るためにその売渡
し等の業務を行う野菜供給安定基金」に、「出荷の
安定」を「出荷の安定等」に改める。

第一条第一項中「人口の集中が著しい大都市」を
「野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を
有する都市」に改める。

「第四章 野菜生産出荷安定資金協会」を「第四
章 野菜供給安定基金」に改める。

第十一条中「野菜生産出荷安定法の一部を改正する
法律案」を「野菜生産出荷安定資金協会は、会員

から徴収する負担金等をもつて「を「野菜供給安定
基金は」に、「会員を通ずる」を「出荷団体を通す
る」に、「交付の業務を行なう」を「交付、指定消費
地域におけるその安定的な供給を図るためにその
買入れ、保管及び売渡しその他野菜の安定的な供
給を図るために他の業務等を行う」に改める。

第十一條中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野
菜供給安定基金」に、「協会」を「基金」に改める。

第十二条中「協会」を「基金」に改める。

第十三条中「協会」を「基金」に、「野菜生産出荷
安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改める。

第十四条第一項中「協会」を「基金」に改める。

第四章第一節中第十四条の次に次の二条を加え
る。

（民法の準用）

第十四条の二 民法（明治二十九年法律第八十九
号）第四十四条の規定は、基金について適用す
る。

第十五条第一項中「協会」を「基金」に、「行なう」
を行なうに改め、同項第一号中「会員との間に」を
「基金が行なう登録を受けた出荷団体（以下「登録出
荷団体」という。）との間に」に、「会員に対し」を
「登録出荷団体に対し」に改め、同項第一号中「前
号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、
同項第一号の次に次の四号を加える。

二 指定消費地域における農林省令で定める指
定野菜の安定的な供給を図るためにその買入
れ、保管及び売渡しを行うこと。

三 指定消費地域における野菜の安定的な供給
を図るためにの保管施設の設置及び管理を行う
こと。

四 民法第三十四条の規定により設立された法
人が行なう対象野菜以外の野菜（指定野菜以外
の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものと
して農林省令で定めるものに限る。）の安定的
な供給を図るためにの業務で第一号の業務に準
るものに限る。）についての助成を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、野菜の安定的

な供給又はその流通若しくは消費の合理化を
図るためにの事業を行うこと。

第十五条第三項中「協会」を「基金」に、「行なつ
て」を「行つて」に改め、同項を同条第四項とし、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次
の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、
指定消費地域における指定野菜の安定的な供給
を確保することが特に困難であると認められる
場合において当該指定消費地域に対するその出
荷を促進するための出荷団体に対する助成その
他野菜の安定的な供給を図るために必要な事
業として農林省令で定めるものについての助成
を行うことができる。

第十八条及び第十九条を削り、第十七条中「協
会」を「基金」に、「会員」を「登録出荷団体」に改め、
同条を第十九条とする。

第十九条を第十九条とし、第十八条中「協会」を「基
金」に、「前各号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、
同項第一号の次に次の二条を加える。

（出荷団体の登録）

第十六条 前条第一項第一号の登録を受ける資格
を有する出荷団体は、対象野菜をその種別に係
る同号の政令で定める指定消費地域に出荷する
際に掲げる法人その他の団体であつて、少なく
とも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区
等の全部又は一部とするものとする。ただし、
第三号から第五号までに掲げる法人その他の団
体であつては、農林省令で定めるものに限る。

2 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資
格を有する出荷団体から同号の登録の中請があ
つたときは、正当な理由がないのに、その登録
を拒んではならない。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項第
一号の登録に関する必要な事項は、定款で定め
る。

（業務方法書）

第十七条 基金は、業務開始の際、業務方法書を
作成し、農林大臣の認可を受けなければならな
い。これを変更しようとするときも、同様とす
る。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林
省令で定める。

第四章第三節の節名を削り、第二十条から第二
十四条までを次のよう改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林
省令で定める。

（第四節 設立）

第三節の節名を削り、第二十四条まで 削除

「第四節 設立」を「第三節 設立」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条第一項中「創立
総会の終了後遅滞なく」及び「業務方法書」を削
り、同条第二項中「行なわれ」を「行われ」に、「對
象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安
定」を「野菜の供給の安定並びにその流通及び消費
の合理化」に改め、同項第一号中「業務方法書」を
削り、「法令又は法令に基づいてする行政手続の処
分」を「法令」に改め、同項第一号中「業務方法書」
を削り、同項第三号中「協会」を「基金」に改め、同
条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加え
る。

第二十七条 農林大臣は、前条第二項の規定によ
り認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦
した者のうちから、基金の理事長又は監事とな
るべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、第三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。	第三十二条の見出し中「理事への」を削り、同条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名された」に、「理事に」を「理事長となるべき者に」に改める。
2 (役員の任命)	第三十三条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。
2 (役員の任期)	第三十四条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 (役員の解任)	第三十五条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
2 (役員の義務違反)	二、職務上の義務違反があるとき。
2 (理財の変更)	一、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2 (役員の兼職禁止)	二、理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
2 (評議員会)	第三十一条から第四十条までを次のように改める。
2 (役員の職務及び権限)	(役員の職務及び権限)
2 (第三十二条) 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。	第三十二条 基金に、役員として、理事長一人、基金额に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事十人以内を置くことができる。
2 (第三十二条) 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。	第三十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。
2 (第三十二条) 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	第三十二条 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
2 (監査)	第三十二条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると監査は、監査の結果に基づき、必要があると
3 (評議員会)	第三十三条 基金に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。
2 (評議員会)	第三十三条 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。
3 (評議員)	第三十三条 評議員は、野菜の生産、流通及び消費についての意見を述べなければならない。
2 (第三十六条) 第三十六条 基金は、常勤の理事を除く。は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	第三十六条 基金は、常勤の理事を除く。は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
2 (第三十七条) 第三十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。	第三十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。
2 (第三十八条) 第三十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。	第三十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。
2 (第三十九条) 第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。	第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。
2 (第四十条) 第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
2 (第四十一条) 第四十一条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	第四十一条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 (第四十二条) 第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 (第四十三条) 第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。	第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。
2 (第四十四条) 第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければ	第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。
2 (第四十五条) 第四十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。	第四十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。
2 (第四十六条) 第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と	第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と
2 (第四十七条) 第四十七条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。	第四十七条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。
2 (第四十八条) 第四十八条 削除	第四十八条 削除
2 (監督)	第四十九条 基金は、農林大臣が監督する。
2 (第六節) 第六節 監督	第四章第六節及び第七節を次のように改める。

(報告及び検査)
第五十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対しその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一条 削除
(解説)
第五十二条 基金の解散については、別に法律で定める。

第五十三条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四十一条の農林省令を定めようとするとき。

二 第十七条第一項又は第四十二条の認可をしようとするとき。

三 第四十三条第一項又は第四十六条の承認をしようとするとき。

第五十四条から第五十八条まで 削除

第六十条中「行なう」を「行う」に改め、「(協会を除く。)」を削る。

第六十一条第一項中「第五十三条」を「第五十条」を「十万円」に改め、同条第二項中「協会」を「基金」に改める。

第六十二条中「協会の」を「基金の」に改め、「又は清算人」を削り、同条第二号中「協会が行なう」を「基金が行なう」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第十九条」に、

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の暫定的効力)
第二条 この法律の施行の際現に存する野菜生産出荷安定資金協会(清算中のものを含む。)については、改正前の野菜生産出荷安定法(以下「旧法」という。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(野菜生産出荷安定資金協会からの権利義務の引継ぎ)
第三条 野菜生産出荷安定資金協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の議決については、旧法第四十七条の規定を準用する。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

4 前項の認可があつたときは、野菜価格安定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により野菜価格安定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第六条 前条第三項の規定により基金が権利を承継する場合におけるその承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

第七条 基金は、附則第三条第四項の規定により基金が協会の権利及び義務を承継した場合に、その承継の時における旧法第十七条に規定する生産者補給交付金の交付に充てるための資金の額に相当する額を改正後の野菜生産出荷安定法(以下「新法」という。)第十九条の資金に繰り入れるものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現にその名称中に野菜供給安定基金という文字を用いている者については、新法第十三条第二項の規定は、この法律によつて解散した協会の解散及び清算の例による。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第九条 基金の最初の事業年度は、新法第四十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金において基金に承継されるものとし、野菜価格安定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前(附則第二条に規定する野菜生産出荷安定資金協会については、同条の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二条 次に掲げる法律の規定中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改めた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(非課税)
二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号
一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第五条第一項
二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号
三 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)別表第一第一号の表
四 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)別表第二第一号の表

(名称の使用制限等に関する経過措置)
最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の出荷の安定を図るべき一定の消費地域の要件を改めるとともに、当該消費地域におけるその価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付の

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

五七八

業務を行ふ野菜生産出荷安定資金協会の制度に代え、当該業務及び当該消費地域におけるその売渡しその他野菜の安定的な供給を図るために業務等を行う野菜供給安定基金の制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の変化にかんがみ、野菜生産出荷安定資金協会の制度に代え、当該業務及び当該消費地域におけるその売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行う野菜供給安定基金の制度等を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

(1) 指定消費地域の拡大

「指定消費地域」とは、野菜の消費上重要なあり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものを行うこととする改めること。

(2) 野菜供給安定基金の新設

1 野菜供給安定基金(以下「基金」という)は、次に掲げる業務を行うこととするこ

(1) 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において基金の登録を受けた出荷団体を通じる生産者

(2) 指定消費地域における一定の指定野菜の安定的な供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

(3) 指定消費地域における野菜の安定的な供給を図るためにの保管施設の設置及び管理を行うこと。

(4) 都道府県の野菜価格安定法人が行う野菜の価格補てん事業に対する助成を行うこと。

右報告する。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 渡 勝郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

2 基金に、役員として、理事長一人、常勤理事三人以内、非常勤理事十人以内及び監事二人以内を置くこととする。理事長及び監事は、農林大臣が任命し、理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命することとする。

3 基金は、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置き、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから農林大臣の認可を受け、理事長が任命する者二十五人以内をもつて組織することとする。

(3) その他

1 野菜生産出荷安定資金協会及び昭和四十七年八月十六日に設立された財團法人野菜価格安定基金は、その一切の権利及び義務を基金の成立の時において基金に承継させることができることとし、その時ににおいて、野菜生産出荷安定資金協会及び財團法人野菜価格安定基金は解散するものとすること。

2 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

最近における野菜の生産及び出荷の近代化を計画的に推進するとともに消費地域における野菜の安定的供給を図るためにの制度を確立しようとするものであつて、その措置は妥当なものと認め全会一致をもつて本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても、日本共産党・革新共同の中川利三郎君より、評議員の任命方法を改めること等を内容とする修正案が提出され

たが、少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 渡 勝郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 渡 勝郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

農業生産及び国民消費生活に占める野菜の生産、消費の重要性の増大にかんがみ、価格の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから農林大臣の認可を受け、理事長が任命する者二十五人以内をもつて組織することとする。

その他の生産事情を十分考慮し、再生産確保の観点に十分留意して行うこと。

野菜の生産、費消の重要性にかんがみ、価格の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから農林大臣の認可を受け、理事長が任命する者二十五人以内をもつて組織することとする。

野菜の計画生産、計画出荷を確保するため、系統農協組織の活用による生産出荷の調整のため、所要の措置を講ずるとともに、価格補てん事業の保証基準額の算定に当たつては、生産費が任命することとする。

その他の生産事情を十分考慮し、再生産確保の観点に十分留意して行うこと。

野菜の生産、費消の重要性にかんがみ、価格の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから農林大臣の認可を受け、理事長が任命する者二十五人以内をもつて組織することとする。

新潟大学

新潟県	新潟大学	新潟県	長岡技術科学大学	新潟県	大分県	大分県	大分大学	大分県	大分大学
人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部		人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部		人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部		人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部		人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部	
を		に、	を	に	に	に	に	に	を
名古屋工業大学	高知大学	高知県	高知大学	高知県	熊本大学	熊本県	熊本大学	熊本県	熊本大学
名古屋工業大学	高知大学	高知県	高知大学	高知県	熊本大学	熊本県	熊本大学	熊本県	熊本大学
豊橋技術科学大学					第三条の三第二項の表中長崎大学商科短期大学部の項の次に次のように加える。				
改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「薬学部」に改め、同表徳島大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表中長崎大学商科短期大学部の項の次に次のように加える。					第三条の二第一項中「山形大学」を「福島大学」に、「新潟大学」を「長岡技術科学大学」に、「名古屋工業大学」を「名古屋工業大学」に改める。				
に改め、同表中					この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の三第二項の改正規定は同年十月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分は昭和五十五年四月一日から施行する。				
佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	この法律は、昭和五十一年三月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。				
佐賀大学	佐賀大学	佐賀大学	佐賀大学	佐賀大学	(長岡技術科学大学等の学生の入学)				
佐賀医科大学	佐賀医科大学	佐賀医科大学	佐賀医科大学	佐賀医科大学	長岡技術科学大学ほか四大学を新設し、埼玉大学ほか二大学に四学部を、福島大学ほか二大学に二大学院を設置し、熊本大学に医療技術短期大学部を併設するとともに、東京大学の宇宙線観測所の名称及び位置を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。				
教育学部 経済学部 理工学部 農学部	教育学部 絏済学部 理工学部 農学部	教育学部 絏済学部 理工学部 農学部	教育学部 絏済学部 理工学部 農学部	教育学部 絏済学部 理工学部 農学部	1 議案の要旨及び目的 (内閣提出)に関する報告書				
3 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学									

を新設し、埼玉大学に理学部を、徳島大学に歯学部を、岡山大学に薬学部を、徳島大学に歯学部を、それ設置すること。

2 福島大学、長岡技術科学大学及び豊橋技術

科学大学に大学院を設置すること。
3 熊本大学に熊本大学医療技術短期大学部を併設すること。

4 東京大学の宇宙線観測所の名称及び位置を変更すること。

5 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行すること。ただし、大学の新設、歯学部の設置並びに医療技術短期大学部の併設に関する規定は同年十月一日から、技術科学大学の大院の設置に関する規定は昭和五十五年四月一日からそれぞれ施行すること。

6 新設の大学は、昭和五十三年度から学生を入学させるものとすること。

7 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているので、この法律は、公布の日から施行するとともに、これに伴う在学年数の計算について必要な経過措置を講ずる趣旨の修正を行ふ必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に、八億七千九百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十一年五月十二日

文教委員長 登坂重次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

1 (施行期日) 公布の日 昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の三第二項の改正規定は同年十月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

3 (在学年数の計算に関する経過措置) 在学年数の計算に関しては、昭和五十一年四月一日から当該大学院に在学していたものとみなす。

4 (在学年数に関する経過措置) 埼玉大学の理工学部の存続に関する経過措置

5 (在学年数に関する経過措置) 昭和五十一年度に福島大学の大学院に入学した者は、在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から当該大学院に在学していたものとみなす。

6 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

7 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

8 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

9 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

10 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

11 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

12 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

13 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

14 (在学年数に関する経過措置) 在学年数の計算においては、昭和五十一年四月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分

は昭和五十五年四月一日から施行する。

三 高等専門学校についても、その充実のため一層の研究・検討を加えること。

右決議する。

昭和五十一年三月二十五日 内閣総理大臣 三木 武夫

右 国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定によ

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける者歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

3 退職年金又は障害年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員であった期間の年数から二十年を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)年に

つき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数について

は、三百分の二)に相当する金額

4 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百

分の二)に相当する金額

5 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

6 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受けける者が七十歳又は八十歳」とあるのは「第一項の八第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

7 第一条の六第五項の規定は、第二項及び同条並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

る年金額の改定の場合について準用する。

第二条の七の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第一項(同条第二項の規定による年金については、同条第二項)又は第四項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十一年七月分以後、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を平均標準給与の年額又は法律第百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十一年度における恩給財團の年金の額の改定)

第三条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が五十五万円に満たないものについては、それが六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を五十五万円に改定する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が五十五万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を五十五万円に改定する。

4 第四条の五の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年六月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

2 第四条の六 昭和五十一年六月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金について、その額(第一項の八又は第二条の八の規定の適用を受ける年金にあつては、これら

の規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十八条の五(法律第二百四十号附則第十五項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

2 第四条の二 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

3 第七条中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の三第六項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第五条の三第一項」を「第六条の三第一項」に改め、同条を第六条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第六条の四 前条の規定の適用を受ける年金について、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(前条第一項第一号(同条第三項の規定の適用を受ける年金について、同項の規定により読み替えた同条第一項第二号)又は同条第四項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額に別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額)

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の四第一項第二号」とあるのは「第六条の四第一項第二号」と、「第六条の四第一項に」とあるのは「第六条の四第三項に」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について得た金額

は、昭和五十一年八月分以後、その額を、これららの規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、第一項第一号中「三十三

万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第六条の四第一項に」とあるのは「第六条の四第五項において読み替えた同条第一項に」と、第三項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第四項中「第六条の四第三項に」とあるのは「第六条の四第五項において読み替えた同条第三項に」と読み替えるものとする。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員

び同報告書

であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額)

と読み替えるものとする。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五条の二第五項中「第五条の二第一項」を「第六条の二第一項」に改め、同条を第六条の二とし、第五条第一項第一号中「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を削り、同条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算)

第五条 第一条の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十一年法律第四十八号)による扶助料、国家公務員共済組合法による改正

の場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の四第一項から第五項まで」と読み替えるものとする。

第五条の二第五項中「第五条の二第一項」を「第六条の二第一項」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算)

第五条 第一条の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十一年法律第四十八号)による扶助料、国家公務員共済組合法による改正

前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金

たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する

間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の四第一項第二号」と、「第六条の四第一項に」とあるのは「第六条の四第三項に」と読み替えるものは「第六条の四第三項に」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定の適用を受ける年金について得た金額

は、昭和五十一年八月分以後、その額を、これららの規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、第一項第一号中「三十三

万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第六条の四第一項に」とあるのは「第六条の四第五項において読み替えた同条第一項に」と、第三項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第四項中「第六条の四第三項に」とあるのは「第六条の四第五項において読み替えた同条第三項に」と読み替えるものとする。

6 第六条第三項の規定は、前各項の規定によ

改 定 前 の 年 金 額	改 定 年 金 額
六〇、〇〇〇円から 八八、二〇〇円まで	四二二、五〇〇円
一一一、一〇〇円	四二四、〇〇〇円
一二九、六〇〇円	五四三、〇〇〇円
一五〇、〇〇〇円	六二八、五〇〇円

別表第二の九の次に次の一表を加える。

別表第二の十(第三条の八関係)

別表第五中「第五条の三」を「第六条の三」に改める。別表第四中「第五条の三」を「第六条の三」に改める。

別表第五中「第五条の三」を「第六条の三」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六(第一条の八、第二条の八、第六条の四関係)

金額の区分	率	金額
六五二、〇〇〇円未満	一・一・一五	一・一・一五
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇一、四三九円未満	一・一〇三	五、一〇〇円
二、一〇一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満	一・〇四一	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一級五二、〇〇〇円五四、〇〇〇円未満
第二級五六、〇〇〇円五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第三級六〇、〇〇〇円五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満

に、「第四級」を「第二級」に、

第一級五八、〇〇〇円
第二級六〇、〇〇〇円以上五九、〇〇〇円未満

に、「第四級」を「第二級」に、

第一級五二、〇〇〇円五四、〇〇〇円未満
第二級五六、〇〇〇円五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第三級六〇、〇〇〇円五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第一級五八、〇〇〇円

に改める。

を

第一級五二、〇〇〇円五四、〇〇〇円未満
第二級五六、〇〇〇円五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第三級六〇、〇〇〇円五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第一級五八、〇〇〇円

を

第二十四条中「給付額」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。
 2 退職給付、廃疾給付又は遺族給付の給付額に五十円未満の端数があるときはその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはその全額が五十円以上百円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第二十五条の表第四十一条第一項の項中「第八十一条第三項」の下に「第九十二条の二第二項」を加え、同表第八十条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第二十五条の表第八十一條第二項の項中「三年」を「一年六月」に改め、同表第八十七条第一項の項の次に次のように加える。

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十八年法律第百四十一号)の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第百四号)の一部を改正する。

附則第十六条項中「法の」を「法の」に改め、附則第八項の規定の下に「及び前項に規定する者に対する法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の二の規定」を加える。

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第百四号)の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第百四号)の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条及び第六条の規定 昭和五十一年八月一日

二 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十一条の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合等の一部を改正する法律附則第

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書

五八四

十七項の改正規定及び第五条の規定 昭和四
十一年度以後における国家公務員共済組合等
からの年金の額の改定に関する法律等の一部を
改正する法律(昭和五十一年法律第 号)
の公布の日から起算して一年六月を超えない
範囲内において政令で定める日

(標準給与に関する経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き
組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月か
ら標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち
ち、同月の標準給与の月額が六万円以下である
者(給与月額が五万九千円以上である者を除
く。)又は三十一万円である者(給与月額が三十
一万五千円未満である者を除く。)の同月から同
年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の
基礎となつた給与月額をこの法律による改正後
の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の
法」という。)第二十二条第一項の規定による標
準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定
する。

3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校
教職員共済組合法第二十二条第五項の規定によ
り標準給与が定められた組合員で昭和五十一年
度に同条第二項の規定の適用を受けないもの
は、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取
得したものとみなして、改正後の法第二十二条
(端数処理に関する経過措置)

4 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後
に生じた事由に基づいて行う退職給付、廃疾給
付又は遺族給付の額の決定又は改定について適
用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこ
れらの給付の額の決定又は改定については、な
お從前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

5 第二条の規定による改正後の私立学校教職員
共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十
一年五月十三日 衆議院会議録第十八号)

六年法律第四百四十号。以下「法律第四百四十号」と
いいう。附則第八項の規定(昭和四十四年度以後
における私立学校教職員共済組合からの年金の
額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
(昭和四八年法律第百四号)附則第十項におい
て準用する場合を含む。)は、昭和五十年四月一
日から施行日の前日までの間に給付事由が生じ
た長期給付についても、昭和五十一年七月分以
後適用する。この場合において、第三条の規定
による改正後の法律第四百四十号附則第八項第一
号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万
円(昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が
生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」
と読み替えるものとする。

6 組合員等の退職年金等の最低保障 昭和五十一年七月以後に退職をした長期在職
組合員等の退職年金等の最低保障

(昭和五一年七月以後に退職をした長期在職
組合員等の退職年金等の最低保障)

四年度以後における私立学校教職員共済組合か
らの年金の額の改定に関する法律第四条の六及
び第五条の規定は、施行日以後に退職(死亡)を
含む。)をした組合員に係る年金について準用す
る。この場合において、同法第四条の六第一項
第三号中「遺族年金」とあるのは、「遺族年金(新
法第二十五条において準用する国家公務員共済
組合法第九十二条の二の規定の適用を受けるも
のを除く。)」と、同法第五条中「第一条の八又は
前条第一項第三号」とあるのは、「昭和四十四年
度以後における私立学校教職員共済組合からの
年金の額の改定に関する法律等の一部を改正す
る法律(昭和五十一年法律第 号)附則第六
項において準用する第四条の六第一項第三号」
と読み替えるものとする。

7 (政令への委任)
前三項に定めるものほか、この法律の施行に伴
う长期給付に関する措置等に関して必要な事
項は、政令で定める。

理由 私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定
の年金の額を国・公立学校の教職員に係る年
金の額の引き上げに準じて改定する等の措置は、
時宜に適するものであると認め、本案は、原案
のとおり可決すべきものと議決した次第である
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
上限を引き上げる等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

三 本案施行に要する経費 昭和五十一年度一般会計予算に、一億一千三百七十三万六千円が計上されている。
右報告する。

昭和五十一年五月十二日 文教委員長 登坂重次郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿 [別紙]

一 議案の要旨及び目的 昭和四十四年度以後における私立学校教職
員共済組合からの年金の額の改定に関する附
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
に関する報告書

1 私立学校教職員共済組合が支給する年金に
ついて、次のような改善を行うこと。
(一) 退職年金等の額を、昭和五十年度の国家
公務員の給与の改善内容に基づき行われる
國・公立学校的教職員の年金額の改定に準
じ、昭和五十一年七月分から引き上げること。

(二) 旧私學恩給財團の年金について、前記(一)
に準じてその年金額を引き上げること。

(三) 退職年金、廢疾年金及び遺族年金の最低
保障額を、國・公立学校的教職員の年金の
最低保障額の引き上げに準じて引き上げること。

2 掛金等の算定の基礎となる標準給与の最高
額を、國・公立学校的教職員の制度の例に準
じ、三十一万円から三十四万円に引き上げる
とともに、最低額についても五万二千円から
五万八千円に引き上げること。

3 その他國・公立学校的教職員の制度の改定
に準じ、所要の措置を講ずるとともに、規定
の整備を図ること。

4 この法律は、昭和五十一年七月一日から施
行すること。

二 議案の可決理由 私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する
法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年一月二十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

理 由

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律

(趣旨) この法律は、昭和五十一年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と國民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第一条 政府は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のはか、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第二条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十一年五月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後發行される同条の公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とする。

(歳計画の国全への提出)

第四条 政府は、第一条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五条 第二条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附 則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

く。

財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十一年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と國民経済の安定に資することができる」とする等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十一年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と國民経済の安定に資することができる」とする等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

前面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日にについて修正を行いう必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべしものと議決した次第である。

附 則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

放送法第三十七条第一項の規定に基いて、承認を求めるの件

昭和五十一年五月十一日

右報告する。

昭和五十一年五月十一日

大蔵委員長 田中 八助

内閣総理大臣 三木 武夫

内閣総理大臣 三木 武夫

右
国会に提出する。

昭和五十一年一月四日

衆議院議長 前庭繁三郎殿

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和51年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

[別冊]

日本放送協会昭和51年度收支予算、事業計画及び資金計画

予算總則

第1条 昭和51年度取支予算の収入および支出を別表取支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約(以下「普通契約」という。)にあつては420円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあつては710円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,620円、7,810円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,310円、3,905円とする。

2 前項の規定にかかるらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の月額は、特例措置として普通契約250円、カラーコード400円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ2,760円、4,400円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,375円、2,200円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを用いることができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の員と彼此流用することができない。

2 前項にだしこうして、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の員と彼此流用することができない。

3 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを用いることができない。

4 計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行なうときは、経営委員会の議決を経て、他の員と彼此流用することができる。

5 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを用いることができない。

るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総額第5条による義理額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

2 予備費を使用する場合は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または絏費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または絏費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または絏費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、または絏費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、絏営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

外 叫 (群)

(事業取支)	昭和51年度收支予算書
(款) 事業取入	204,389,858千円
(項) 受付料	200,761,968千円
(款) 別業収入	452,227千円
(項) 放送送研究費	3,005,663千円
(款) 放送送研究費	170,000千円
(項) 放送送研究費	175,487,858千円
(款) 放送送研究費	63,743,123千円
(項) 放送送研究費	44,397,341千円
(款) 放送送研究費	11,45,550千円
(項) 放送送研究費	23,474,355千円
(款) 放送送研究費	2,135,381千円
(項) 放送送研究費	20,837,505千円
(款) 放送送研究費	12,970,000千円

昭和51年度事業計画

1 計画概説

日本放送協会の事業運営は、最近の経済的諸条件の変動等によつて、かつてない厳しい事態に直面している。

この状況を開拓するため、昭和51年度において、今後3か年間の経営見通しに基づき、公共放送としての社会的使命を果たすために、やむを得ず、受信料月額の改定を行うこととし、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、常に、聴視者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及に努めるとともに、すぐれた放送を実施することとする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも聴視者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、テレビジョン、ラジオ放送の番組内容を充実刷新するほか、カラーテレビジョン放送時間を増加する。

また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。

(3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育、社会教育への利用の促進を図る。

(4) 社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について聴視者との間の相互理解と信

財別予備費	費用
(款) 事業取支差金	4,101,939千円
(項) 事業取支差金	682,620千円
(款) 事業取支差金	2,000,000千円
(項) 事業取支差金	28,902,000千円
(款) 事業取支差金	34,052,000千円
(項) 事業取支差金	10,992,000千円
(款) 事業取支差金	12,970,000千円
(項) 事業取支差金	630,000千円
(款) 事業取支差金	1,060,000千円
(項) 事業取支差金	6,000,000千円
(款) 事業取支差金	2,400,000千円
(項) 事業取支差金	34,052,000千円
(款) 事業取支差金	22,000,000千円
(款) 放送債券償還積立資産	1,792,000千円
(項) 放送債券償還積立資産	1,060,000千円
(款) 放送債券償還金	9,200,000千円
(項) 放送債券償還金	1,792,000千円
(款) 長期借入金返済	1,060,000千円
(項) 長期借入金返済	1,060,000千円

業を深めるとともに、聴視者の意向をより的確に事業運営に反映するため、広報活動の強化を図る。

また、受信の改善を積極的に行うとともに、受信契約者の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、國際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(7) 番組管理については、経営全般にわたり業務の効率化をいつそう積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 沖縄県宮古、八重山地区において、海底ケーブル回線の開通にあわせて教育テレビジョン放送局と超短波放送局を建設し、カラーによるテレビジョン2波の同時放送と超短波放送を開始することにより、本土と同一の放送サービスを実施する。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に 112 億 9,100 万円、放送設備の整備に 67 億 1,800 万円、研究設備の整備等に 39 億 9,100 万円、総額 220 億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画
テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的につけることとし、200 地区にテレビジョンの建設を完成し、120 地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局 5 局を完成するほか、辺境における共同受信施設については、900 施設を設置する。

また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行なは、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

(2) ラジオ放送網計画
超短波放送について 10 局の建設を完成し、5 局の建設に着手するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、17 億 6,500 万円である。
(3) 放送設備整備計画
老朽の著しい放送設備を更新するほか、報道用取材機器、中継放送用機器の整備等を行う。これらに要する経費は、67 億 1,800 万円である。

(4) 研究設備、一般施設整備計画
新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なは、業務の効率化ための機器の整備、宿舎の整備等を行う。
これらに要する経費は、39 億 9,100 万円である。

3 事業運営計画
(1) 要員および給与
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員に

とどめることとし、前年度どおり総員を 16,560 人とする。

これに要する給与は、総額 637 億 4,312 万 3 千円である。

(2) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1 日 17 時間 30 分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新に努め、教育放送は、1 日 18 時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。なお、教育テレビジョンのカラー放送時間は、7 時間 30 分増加し、1 日 14 時間とする。ローカル放送は、1 日 1 時間 30 分の放送時間により実施することとし、地域社会に直結したニュース、情報を集中的、弾力的に編成することとし、その充実刷新を図る。

ラジオ放送においては、第 1 放送は 1 日 19 時間、第 2 放送は 1 日 18 時間 30 分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、聴取者の聴取傾向に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送は、1 日 18 時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組および県域のローカル放送の充実を図る。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、292 億 3,760 万 8 千円である。すなわち、番組制作に 260 億 6,923 万 3 千円、番組の編成企画その他のに 31 億 6,837 万 5 千円である。
イ 放送施設の運用維持については、監督等による設備の増加に対応し、効率的な保守運用をする。

これに要する経費は、104 億 7,615 万 3 千円である。

ウ 通信施設関係については、沖縄県宮古、八重山地区に対する海底ケーブル回線の開通等により、前年度 45 億 1,865 万円に対し、1 億 6,493 万円の増額となり、総額 46 億 8,358 万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度 373 億 2,160 万 2 千円に対し、70 億 7,573 万 9 千円の増額となり、総額 443 億 9,734 万 1 千円である。

(3) 國際放送

国際放送については、1 日 37 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特徴性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度 9 億 4,718 万 5 千円に対し、1 億 9,841 万 5 千円の増額となり、総額 11 億 4,555 万円である。

(4) 営業活動

社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について、聴視者との間の相互理解と信頼を深めるとともに、各分野、各世代の聴視者の意向をより的確に事業運営に反映するため、広報活動の強化する。

また、聴視者の生活意識に即した營業活動を積極的に推進し、電波障害対策等受信の改善を強化するとともに、受信料負担の公平を期し、極力、受信契約者の増加に努め、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度 185 億 1,321 万 8 千円に対し、49 億 6,113 万 7 千円の増額となり、総額 234 億 7,435 万 5 千円である。すなわち、広報に 6 億 8,806 万 2 千円、受信料改善に 13 億 3,813 万 9 千円、契約収納に 184 億 3,715 万 4 千円、未収受信料欠損額却費に 30 億 1,100 万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、番組面において、番組観視状況調査ならびに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 18 億 4,381 万 5 千円に対し、2 億 9,156 万 6 千円の増額となり、総額 21 億 3,538 万 1 千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 172 億 4,790 万 6 千円に対し、35 億 8,959 万 9 千円の増額となり、総額 208 億 3,750 万 5 千円である。すなわち、一般管理に 19 億 3,923 万 2 千円、施設の維持管理に 30 億 4,055 万 6 千円、職員の厚生保健に 96 億 915 万 7 千円、退職手当その他に 62 億 4,856 万円である。

(7) 減価償却費、財務費および予備費

減価償却費 129 億 7,000 万円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 41 億 198 万 3 千円および予備費 20 億円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出

特別収入は、固定資産売却益等 1 億 7,000 万円を計上する。
特別支出は、固定資産売却損等 6 億 8,262 万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金 289 億 200 万円については、このうち 109 億 9,200 万円を債務償還のため事業取扱源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	3,681,000	4,811,000	△ 1,130,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	665,000	770,000	△ 105,000
年 度 内 解 約 者 数	1,215,000	1,900,000	△ 685,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	550,000	△ 1,130,000	580,000

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	454,000	398,000	56,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	44,000	85,000	41,000
年 度 内 解 約 者 数	28,000	29,000	△ 1,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	16,000	56,000	40,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	22,262,000	20,462,000	1,800,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	3,280,000	3,719,000	439,000
年 度 内 解 約 者 数	2,030,000	1,919,000	111,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数	1,250,000	1,800,000	550,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	146,000	82,000	64,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	64,000	75,000	△ 11,000
年 度 内 解 約 者 数	10,000	11,000	△ 1,000
年 度 内 増 加 免 除 者 数	54,000	64,000	△ 10,000

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 51 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	74,000	86,000	△ 12,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	4,000	6,000	△ 2,000
年 度 内 解 約 者 数	13,000	18,000	△ 5,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	9,000	12,000	△ 3,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 51 年度	昭和 50 年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		5,110	5,050	60
年 度 内 新 規 免 除 者 数		60	70	-10
年 度 内 解 約 者 数		10	10	0
年 度 内 増 加 免 除 者 数		50	60	-10

(2) カラー契約
ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 51 年度	昭和 50 年度	増減
年 度 内 新 規 契 約 者 数		114,000	91,000	23,000
年 度 内 解 約 者 数		30,000	31,000	-1,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数		12,000	8,000	4,000
イ 受信料免除者見込数		18,000	23,000	5,000

(参考 2)

区	分	昭和 51 年度	昭和 50 年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		410	370	40
年 度 内 新 規 免 除 者 数		50	40	10
年 度 内 解 約 者 数		0	0	0
年 度 内 增 加 免 除 者 数		50	40	10

1 資金計画の概要
昭和 51 年度收支予算および事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 2,190 億 7,947 万 9 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 2,189 億 9,080 万 4 千円をもつて施行する。

2 人金の部

受信料については、受信料収入予算 2,007 億 6,186 万 8 千円から年度内に収納に至らないものを

控除した受信料収納額 1,947 億 3,910 万 9 千円を予定する。

放送債券については、60 億円発行による入金額 59 億 7,000 万円、長期借入金については、24 億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入 4 億 5,222 万 7 千円、受入利息等雑収入 30 億 566 万 3 千円、固定資産売却収入 2 億 758 万円、放送債券償還積立資産のもどし入れ 10 億 6,000 万円、受信料前受金等 112 億 4,510 万円を見込む。

以上により入金額は、総額 2,190 億 7,947 万 9 千円である。

3 出金の部

事業経費 1,526 億 2,225 万 5 千円、建設経費 220 億円、放送債券の償還 10 億 6,000 万円、長期借入金の返還 92 億円、放送債券償還積立資産への繰り入れ 17 億 9,200 万円、予備費 20 億円、支払利息等 303 億 1,654 万 9 千円をあわせ出金額は、総額 2,189 億 9,080 万 4 千円である。

(参考) 資金の需要および調達を 4 半期別にみれば、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期末 資金 有 高 金		5,500,000	5,543,320	5,503,820	5,541,079	-
2. 入 受 放 信 料 債 金		49,182,870	44,557,378	64,778,701	60,580,530	219,079,479
放 期 借 入 金 取 入		46,684,777	39,947,822	57,474,342	50,632,168	194,739,109
長 付 金 収 入	0	2,985,000	0	2,985,000	0	5,970,000
雜 固 定 資 產 売 却 収 入		2,400,000	0	2,400,000	0	452,227
放 送 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等		1,168,527	3,005,663	1,168,527	3,005,663	-
前 受 金		6,840	6,850	186,840	6,850	207,380
金 費 使 用 金		0	0	0	0	0
事 業 経 費		1,999,202	947,867	3,702,462	4,595,569	11,245,100
建 設 放 送 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等		49,139,550	44,596,878	64,741,442	60,512,934	218,990,804
長 期 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等		40,641,769	33,154,000	44,510,419	34,316,067	155,622,255
放 送 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等		3,747,074	5,640,251	6,673,688	5,938,987	22,000,000
長 期 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等		30,000	150,000	30,000	850,000	1,060,000
放 送 債 券 優 構 立 資 產 も ど し 入 れ 等	0	0	0	9,200,000	0	9,200,000
予 備 費 用		0	0	0	0	0
支 払 利 息 等		500,000	500,000	500,000	2,000,000	-
4. 期 末 資 金 有 高		4,220,707	5,152,627	17,115,880	30,316,549	-
		5,543,320	5,503,820	5,541,079	5,588,675	-

日本放送協会昭和 51 年度取支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和51年2月

日本放送協会昭和51年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和51年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適

当である。

なお、協会は、事業計画等の実施に当たつて下記の点に十分配慮するとともに、国民の負担にござる事業運営の在り方について今後更に検討を行うべきである。

1 昭和51年度收支予算において受信料月額を改定することとしているが、協会の運営は国民の負担する受信料を基盤としていることを深く認識し、経営の効率化を更に徹底するよう努力すべきである。

2 テレビジョン放送の難視聴解消については、国民の強い要望と協会の使命とにかんがみ、更に効率的にこれを促進するよう努力すべきである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和51年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受ければならないこととなつてゐるからである。

(外) 報 告 号

十一か月分前納の場合は、普通
契約「一・七五〇円」、カラー契約
四・四〇〇円

ラジオについては、超短波放送局10局の建設を完成し、五局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行う。

その他放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行ふ。

2 収支予算書
(事業収支)

事業収入 一一〇億八、九八六万円
事業支出 一・七五〇億八、七八六万円
事業収支差金 一八九億一〇〇万円

(資本収支)

資本収入 三〇億五、一〇〇万円
資本支出 三〇億五、一〇〇万円
まだ、事業取止おこし、特別収支を除いた経常事業収入

一一〇億一、九八六万円
経常事業支出 一・七四八億五、一〇〇万円
経常事業収支差金 一九四億一、四六一萬円

になつてゐる。

なお、事業収支差金一八九億一〇〇万円については、このうち一〇九億九、一〇〇万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、一七九億一、〇〇〇万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしている。

三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適切である」との郵政大臣の意見が付されてゐる。

1 本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十一年度收支予算、事業計画及び資金計画について放送法第三十七条第一項の規定に基づき、国会の承認を

ただし、六か月分前納の場合 普通契約
一一〇〇円、カラー契約三、九〇〇円

月額七一〇円(前年度四六五円)

2 事業運営計画

(1) 国内放送については、テレビジョン、ラジオ両放送とも番組内容を充実刷新する

ほか、教育テレビジョン放送においてカラー放送時間一日七時間三〇分増加する。

(2) 國際放送については、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ふ。

(3) 营業関係については、社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について視聴者との間の相互理解と信頼を深めるとともに、視聴者の意向をより的確に事業運営に反映するため、広報活動の強化を図る。

また、受信の改善を積極的に行うとともに、受信契約者の増加と受信料の確定な収納に努める。

(4) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(5) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層推進し、企業能率の向上を図る。また、要員は前年度どおり総員を一六、五六〇人とし、その給与については、適正な水準の維持を図る。

沖縄県宮古、八重山地区において、海底ケーブル回線の開通にあわせて教育テレビジョン放送局と超短波放送局を建設

して、教育テレビジョン局五局を完成するほか、辺地における共同受信施設については、九〇〇施設を設置する。また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行はば、テレビジョン放送機器の整備等を行う。

1 本件の要旨

受信料は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載しているものであつて、その要点は次のとおりである。

1 本件の要旨

受信料は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載しているものであつて、その要点は次のとおりである。

三 本件の議決理由
日本放送協会の昭和五十一年度取支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし

る。

3 受信契約者見込数

普通契約において、年度当初三六八万一千件、年度内減少五五万件、年度末二二三万一千件、カラーチャンネルにおいて、年度当初二、二二六万二千件、年度内増加一二五万件、年度末二、三五一万二千件と見込み、その結果、契約総数は年度当初二、五九四万三千件、年度内増加七〇万件、年度末二、六六四万三千件と見込んでいます。

〔資金計画〕

1 年度内の入金額は総額二、一九〇億七、九四七万九千円を予定しているが、その内訳は、受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収納額一、九四七億三、九一〇万九千円、放送債券については六〇億円発行による入金額五九億七、〇〇〇万円、長期借入金二四億円及びその他の収入一五九億七、〇三七万円となつていて。

2 年度内の出金額は総額二、一八九億九、〇八〇万四千円を予定しているが、その内訳は、事業経費一、五二六億二、二二五万五千円、建設経費二三〇億円、放送債券の償還一〇億六、〇〇〇万円、長期借入金の返還九二億円及びその他の出金三四一億八四五万九千円となつていて。

五 本件が昭和五十一年度の事業開始日までに国会の承認を得られなかつたので、日本放送協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、まず四月一日から三十日まで、次いでこれに追加して五月中旬まで、併せて五十四日間を実施期間とする暫定収支予算等により業務を実施している。

妥当なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 通信委員長 伊藤宗一郎

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件に對する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。

一 放送法の精神にのつとり、言論、表現の自由と不偏不党を確保すること。

一 難視聴解消については、効率的に推進するとともに、抜本的対策を速やかに確立すること。

一 國際放送交付金の増額、受信料免除措置など、協会の負担の軽減を図ることを検討すること。

一 経営委員会の機能を十分發揮しうるよう、その構成に格段の配慮を行ふとともに、番組審議会の委員の構成が、受信者の意向を十分反映できること。

一 協会は、受信料の改定が国民生活に及ぼす影響を考慮し、営業活動を積極的に進めて負担の公平を期するとともに、今後の受信料について考究し、受信料改定を極力抑制すること。

一 協会は、事業の運営に當たつて、国民の意向を吸収反映するために積極的な施策を講ずること。

一 協会は、業務の効率的運営を推進すること。

一 協会は、職員の待遇改善について配意すること。

一 協会は、事業の運営に當たつて、国民の意向を吸収反映するために積極的な施策を講ずること。

右決議する。

右
国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(國家公務員災害補償法の一部改正)
(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査等」に改める。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に一号を加える。

第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

第四級 平均給与額に一百四十九を乗じて得た額

第五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。

前項第二号の廃疾等級をいう。第四項において同じ。いづれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

第四級 平均給与額に一百四十九を乗じて得た額

第五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第二十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第三十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第四十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第五十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第六十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第七十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第八十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十一級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十二級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十三級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十四級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十五級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十六級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十七級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十八級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第九十九級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

第一百級 平均給与額に一百一十九を乗じて得た額

病補償年金、障害補償年金」に改める。

第十七条の九の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において同一の傷病)といふ。)に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第二十条の二(見出しを含む。)中「係る」の下に「傷病補償年金」を、「ついては」の下に「第十二条の二第二項の規定による額」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十一条中「身体障害」の下に「(同表に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものを含む。)」を加える。

「第三章 審査」を「第三章 審査等」に改める。第二十五条を次のように改める。

(福祉施設の運営に関する措置の申立て等)

第二十五条 実施機関の行う第二十一条の規定による補装具の支給又は第二十二条の福祉施設の運営に關し不服のある者は、人事院規

センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第二号及び第三号を次のよう

に改める。

二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の

距離では普通の話声を解することができな

い程度になつたもの

別表第七級の項第四号中「に著しい」を「又は

精神に」に改める。

別表第九級の項中第一三号及び第一四号を削り、第一二号を第一六号とし、第八号から第一一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号とい

い程度になつたもの

別表第一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五齒以上に対し歯科補綴をえたもの

別表第一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では

小声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項第三号を次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では

普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加える。

八 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第四号を次のように改める。

普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第一〇号を第一一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になつたもの

別表第一一級の項第四号を次のよう

に改める。

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第一一級の項中第九号を第一二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

七 一耳の聴力が一メートル以上の距離では

小声を解することができない程度になつたもの

別表第一一級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の一号を加える。

八 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第六級の項第三号を(昭和五十二年法律第

十号)を(昭和五十二年法律第

十三号)を(昭和五十二年法律第

十四号)に改める。

九 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第六級の項第三号を(昭和五十二年法律第

十号)を(昭和五十二年法律第

十一号)に改める。

十 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第六級の項第三号を(昭和五十二年法律第

十二号)を(昭和五十二年法律第

十三号)に改める。

十一 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第六級の項第三号を(昭和五十二年法律第

十四号)を(昭和五十二年法律第

十五号)に改める。

十二 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの

別表第六級の項第三号を(昭和五十二年法律第

十六号)を(昭和五十二年法律第

十七号)に改める。

国家公務員災害補償法等の規定による療養補償又はこれに相当する補償	同法第十二条の二の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する者
国家公務員災害補償法等の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する者以外の者	同法第十二条の八の規定による傷病補償年金を受けている者以外の者

労働基準法(昭和二十二年法律第七十五条)による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による療養
--

に改め、同表第八十六条第一項の項中「国家公務員災害補償法の規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に

改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第九条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六条」を「第十四条から第二十六条まで」に改め

の法律案を提出する理由である。

第九条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六条」を「第十四条から第二十六条まで」に改め

の法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十一年二月二十六日付けの人事院の「国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申出」に基づき、傷病補償年金制度の創設、身体障害に対する評価の改善及び他の法令による給付との調整方法の改善等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

二 議案の可決理由

公務上の災害等を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十一年五月十三日

内閣委員長代理 理事 木野 晴夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対する附帯議決

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一般公務員が、特に危険をおかして職務を遂行し災害を受けた場合には、特別公務災害として、障害等級表を改正すること。

病害補償年金を支給すること。

現行の休業補償に代えて、人事院規則で定める廃疾等級に応じ、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷器の障害、聴力の障害及び歯牙の障害について、障害等級表を改正すること。

灾害補償の年金と厚生年金保険法等による内容の改善整備等を行う必要がある。これが、こ

年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、現行の減額方式を改め、人事院規則で定める率を乗じて減じた額とすること。

定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。
右決議する。

3 災害補償の年金と厚生年金保険法等による

一 民間企業における業務上の死亡等に対する法